

令和6年 第3回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和6年9月5日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	野崎智	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	参事兼総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町民課長兼寄出張所長	堀谷恵子	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	—————	—————

4. 出席した議会事務局書記 2人

参事兼議会事務局長	石井友子	書 記	島 秀明
-----------	------	-----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 37 号 松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 38 号 令和 6 年度松田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 追加日程第 1 議会運営委員会報告
- 追加日程第 2 議案第 41 号 令和 6 年度松田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 議案第 39 号 令和 6 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 40 号 令和 6 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き、御苦労さまです。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 12 名です。よって、地方自治法 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「一般質問」を行います。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をお願いします。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第 9 号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

9 番 井 上 それでは、議長の許可を頂きましたので、一般質問を始めさせていただきます。受付番号第 9 号、質問議員、9 番 井上栄一。件名、新松田駅周辺整備事業におけるまちづくりに対する町民のコンセンサスについて。

要旨。駅周辺整備事業・再開発事業は、都市計画決定の手続開始を目指し進んでいるところですが、同事業で町が目指すまちづくりに対し、どのように町民のコンセンサスを得ていくのかお伺いいたします。

町 長 皆さん、おはようございます。定例会 2 日目、よろしくお伺いいたします。

井上議員の御質問にお答えをいたします。

まず、駅周辺整備事業の現状につきましては、本年3月に事業協力者が株式会社マリモさんに決定して以降、新松田駅北口地区市街地再開発準備組合では、事業区域や施設配置計画、駅前広場整備等について慎重に議論を重ねていただき、6月には総会を開催されたところでございます。準備委員会の理事会の開催は昨年の発足以来22回を数えますが、足柄上地区の玄関口となるようなまちづくりを目指しながら、事業性や持続可能性といった視点など、理事会内にて活発な議論を重ねていただいている状況でございます。本年度末に都市計画決定を目指し、今後手続を開始するためには、現在検討している施設の用途、規模、配置などの基本的な計画内容について準備組合での合意が前提となり、また、事業推進に要する国等の補助に係る調整も要することから、諸要件を勘案したスケジュールの再検討が必要な状況となっております。

さて、要旨でございます御質問につきましては、昨年6月及び12月議会にて答弁申し上げた内容と重複いたしますので、同じ内容については要約等をさせていただきます、簡潔に回答申し上げます。

町が目指すまちづくりに関しましては、平成31年3月に策定いたしました新松田駅周辺整備基本構想・基本計画に掲げた将来像と5つの基本方針でございます。

そして、町民のコンセンサスにつきましては、平成27年度に設立したまちづくり協議会以降、現在まで9年にわたって様々な機会を通じて町民の皆様から多様な御意見等を賜り、コンセンサスを図ってまいりました。最近では本年7月11日に松田町商工振興会様と共催にて町民向け説明会を開催し、検討中の基本計画（案）等をお示しする中で、参考となる御意見も頂いております。今後につきましても、都市計画決定前の説明会など、事業進捗に合わせた説明会を準備組合の御理解のもと開催していくとともに、町広報紙やホームページ、マスコミを通じた情報発信手段などなどを活用し、各種情報を積極的に公表するなど、引き続き町民のコンセンサスを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

9 番 井 上 答弁ありがとうございました。ちょっと私の一般質問の要旨がちょっと不十分だったかと思いますが、当然7月の11日にですね、松田町商工振興会共催の説明会以降の時点でのですね、じゃあ、これから町民のコンセンサスはどのように得ていくのかということのつもりでですね、一般質問をさせていただきました。その7月11日のですね、説明会におきましては、町側の回答のほとんどが、結構その説明会の中で重要なね、点、小田急との交渉とか、そういったものを含めた中で、回答がほとんどですね、現在検討中ですという回答ばかりだったというふうに思っております。それではですね、そういった説明会やったんですけども、回答がそれでは、ちょっと町民のほうとしてはですね、理解が不十分ではないのかということで今回の一般質問をさせていただきました。

再質問としましてですね、どのように町民のコンセンサスを得ていくのかということは、先日議会におきまして、新松田駅周辺整備事業の勉強会を行いました。講師の先生がまず1点に着目したのは、第6次の総合基本計画の基本構想、これが松田町にあるのではないかということで、その内容としてはですね、町民や地域と連携した協働のまちづくりが必要と記されています。後期基本計画の町長の挨拶文の中にも、抜粋ですが、みんなが主役のまちづくり、持続的、持続発展的で魅力あるまちづくりに取り組んでまいりますというふうにあるというふうに、講師からも指摘を受けたところです。この総合計画基本構想の文面というのは、まさに今ですね、現在、じゃあ松田町のまちづくりをどういうふうにやっていくのか、今の新松田駅周辺整備事業に当てはまるのではないかと考えます。

新松田駅の周辺整備事業は、長年町民が待ち続けていた新松田駅周辺整備。小田急線が開通して、新松田駅ができて約100年ぐらいたというふうに考えておりますが、その新松田駅の周辺整備こそが、町民・地域と連携した協働のまちづくりになるのではないかと考えます。7月の町民の…7月のですね、町民の説明会では、具体性を持ったですね、再開発事業の図面、計画、駅周辺整備事業の計画がやっと示されましたが、これらにつきましてですね、都市計画決定の手続に入る。今の答弁の中では都市計画決定前というふうになってますけれ

ども、やはり町民のですね、そういった意見、考え方を反映していくには、手続に入る前が適切ではないかと考えますが、そういった時点におきまして、町民との協働のまちづくりにおける意見交換会、ワークショップなどを行い、町民と協働のまちづくりを進めるべきだと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

まちづくり課長 よろしく申し上げます。御回答申し上げます。まず、前段としてですね、7月11日の説明会において、検討中、町の説明が検討中であるということがほとんどだったというようなお話が冒頭ございました。確かにまだ協議中、いろいろなものがある中での御説明となったわけですが、現在その調整している内容というのをできる限りですね、お示しした中で、方向性をまるっきり検討中というわけではなく、一定の形をお示しした中で、決定ではないと、協議段階のものもありますというような形で御説明を申し上げたというふうには認識をしているところです。

第6次総合計画のほうの基本構想・基本計画、また、大きい協働のまちづくりという方針の中のお話も頂きました。私としては、その7月11日の説明会の中で、今後のその説明会、また住民の皆様には現在の状況の御報告をし、また、その中で賜れる御意見というのを当然頂く機会というのをですね、都市計画の決定、この言葉が決定してしまう前というかですね、都市計画のその手続が開始されるときには当然法定の手続もあるわけですが、それ以外にですね、当然その時点で、答弁書にも記載をさせていただいておりますけども、都決前のその段階でですね、御説明の機会を設けたいというふうには考えております。

9 番 井 上 そこはもう都決前ということで、先ほど私が言ったような都市計画決定の前ではどうかと。やはり町民とですね、意見交換をするのに、もう都市計画決定の手続に入ってますよという段階でですね、じゃあ、町民の意見聞きましょう、ワークショップやりましょうと言ってもですね、町民側としては、それで町…協働のまちづくりができるのかというふうに考えてしまうのではないかなというふうに思います。

先ほど答弁の中でありました、新松田駅周辺整備基本構想・基本計画に掲げ

た将来像、5つの基本方針とありますが、7月の町民向けの説明の中では、やはりその基本構想の中の自由通路、橋上駅舎、あとはペDESTリアンデッキは点線で表示をされていたと思いますが、橋上駅舎、自由通路については協議中、検討中というふうな回答でした。それらについてのですね、やはり町民はそういった、南北を、今、踏切で分断をされてしまいます。駅舎内の通路を通過して南口、北口へという形しかないという中でですね、ぜひその辺は協働でまちづくりを当てる中で意見をですね、ぜひ町民がどのように考えているのかということ吸い上げ、それを踏まえた形の中での都市計画決定の手続に入るべきだと考えますが、そこについてのお考えをお伺いをいたします。

町

長　　ちょっと前提の話をちょっと先にしておきます。事務的な話は向こうで答えさせますけれども。協働のまちづくりって連発されるんで話しておきますけれどもね、当然、今までもコンセンサスを全く図ってないようなことでなくて、きちっとアンケートも取りながら、町民の人たちの意見を聞きながら、その中で意見が少なかったこともあったりだとかというのは当然ありますけれども、それなりにずっと進めながら積み重ねてきた結果、町としても前向きに進めていかなきゃいけないということもあって、最終的には地域の方々の御理解を頂いて、準備組合が本当にできたといったプロセスを何かすっ飛ばしちゃってるようなところもあると思うんです。町民のやっぱり期待度が高いこの事業について、やっぱりもう30年以上前から、この、昨日の吉田議員からの質問もあったように、やっぱり車が、往来が大きくなったりとかということで、早く進めたかった案件でもありますけれども、やっぱりその時々になかなかやっぱり進めてこれなかった、やっぱり思いというか、その状況もやっぱり勘案した中でのことです。それで、何となくここ10年ぐらいで急に前へ進んでるからということで、何でもかんでもこのスピード感で進んでいくのかというふうに思われてるようなところがあるんですけども、恐らく、私ちょっとその場に、7月11日のところにはね、私はいなかったですけども、報告もらった中で、やはり検討中、検討中というのが多かったみたいな話ありますけれども、話せることと話せないことがあるわけですね。それで、やっぱり今は町としてもやっぱり準備組

合の方々のその一つ一つ丁寧に進めていらっしゃることも尊重しなきゃいけないですし、やっぱりディベロッパーのこともありますし、小田急さん、JRさん、あと県というところに、もういろんなところに気を遣いながらというか、慎重に慎重に進めている結果の中で話せることと話せないことがあるということをお理解いただいて、多分言葉を選びながら、多分話をしながら検討中と話をしたと思います。今までの、井上さんの感覚からすると、検討中イコールやってないって思ってたときがあったのかわかりませんが、役場の中で。しかし、今は検討中は本当に検討してますから、前に進むところで。それを前提に質問だとかをしてもらわないと、我々やってることは全くやってねえじゃねえかみたいな論法で物事を進めてもらおうと非常に、何ていうかな、我々もそうだし、準備組合の人たちに対しても何か、そういうふうに言ってらっしゃるような感じがするので、この辺りはですね、やっぱり協働のまちづくりというところは、議員さんも含めて、一緒にやっぱりまちづくりしていくんだというふうな、お互いの尊重の念を持って物事の進め方を進めていただきたいというふうな思ってますし、我々はそういった思いの中で、この何十年来の夢をかなえようと思って丁寧に進んでいるということだけは承知しておいた上での御質問いただきたいと思います。以上です。

9 番 井 上 今、町長のほうからですね、お答えいただいたんですけども、今、町民がですね、何のコンセンサスが必要かというのは、今、町民の中で思い浮かべる新松田駅周辺整備事業というのは、先ほど答弁の中にもありました、平成31年のね、新松田駅周辺整備基本構想・基本計画と、及びあそこに出ていたイラストですね、それが今、町民の中にはあると。そういったものを思い浮かべていたのに、7月時点ではそれとはちょっと、大分変わった計画、図面が示された。それから、じゃあ、そういったものをですね、本当にコンセンサスを得ていくためにはどうするのかというのが私のですよね、今回の一般質問の趣旨になります。当然それまでに何もやってこなかったと言うつもりはなく、7月のときの説明もですね、担当者としてはかなりいろんな面で、小田急、JR東海との折衝に対応してるというのは当然知っております。ただ、町民としてですね、

やはりそこで説明会をやったんであって、その基本構想・基本計画と違っている部分に対しての質問というのは当然あって、そこに対する回答をですね、町としてはこう考えますとかいう、町民の質問に対する、ある程度満足できる回答をすべきだったということでございます。

ちょっと、基本構想・基本計画と変わっている部分、新たにここで具体的な形が見えてきた段階で、じゃあ、それに対して町民とのコンセンサスをどのように得ていくかという方向にちょっと質問を進めていきますけれども、議会としてもですね、この再開発区域の状況の中で、今後日影規制とあと建物制限ですか、そういったものでの条例の一部改正を、上程を予定されるということで、それまでの松田町の規制が変わってくるということの前にですね、やはり松田町にはないですね、7月の説明会の図面ですと、大分高層の、高さ約52メートルですよ。そういったマンション棟、住居棟ですか、が建つということです。例えば今、新松田駅前にある、横浜銀行の向かいにあるビルが7階建てですので、約20メートル、3メータースパンだとすると21メートルですか。ぐらいではないかなと考えますが、そのやはり2.5倍の高さの建物が建つ。それに対して、町民に対してですね、日照の影響はどうか。日影規制があるんですけども、やはり朝晩ですね、当然日陰になる部分は52メートルの高さの建築物に対しては影響が出てくるだろう。また、ビル風はどうか。特にビル風の影響はないのか、あるのか。そして、眺望をですね、何割かの部分のところからですね、の眺望というのは、阻害する高さの建築物ができることに対して、町民としての理解はどうかということですね、やはりここで理解を得ることが必要だと。

また、駅前広場の形も、31年の基本構想とは変わった形になっています。現状からあまり、ほぼJR東海側のビル等は、そこは駅前広場の部分になるというふうな絵になっていますけれども、じゃあ、こういった駅前広場の整備の図面の中で、現状ですね、夕方の渋滞が発生をしてる、出迎え、送迎車による渋滞の解消策はじゃあどうなるのかと。これらに対する町民の理解をどのように得ていくのか。ちょっと今の現状のままですと、なかなか町民としては、じゃ

あ、52メートルのビルができたこと、新しいその駅前広場になったことをなかなか想像しがたいと思うんですね。それらに対してどのように町民の理解を得ていくのか。これらはやはりなかなか事後であるというよりはですね、事前の段階での町民のコンセンサスを得たほうが望ましいと考えますが、お考えをお伺いをいたします。

まちづくり課長　大分いろいろな点で御質問があったように思います。不足があれば、すみません、御指摘を頂ければと思います。

すみません、ちょっとくどいようですけれども、先ほど都市計画決定前という表現、これが手続開始してしまったらというお話もございました。言葉が足りなかったら大変恐縮ですけれども、やはりその住民のコンセンサスというところは、今、準備組合で様々な検討をしている中でも非常に大事に思いながら、考えていただきながら協議をしております。つきましては、その手続に入る前というのは一つ大きいポイントだと思っておりますので、そういった認識は、すみません、先ほど来、そういうつもりで言っているところがあるんですけども、前というスパンがね、ちょっと長過ぎてははっきりあれですけど。そういうつもりで御説明をしていきたいということでございます。

多々、日影や、またビル風、景観等、いろいろなお話がございました。これについては説明会の際にも一部こういった御懸念があるというような町民の方からの御意見も頂いております。ただ、そのときに御回答申し上げる内容も御出席されているのでお覚えだと思いますけれども、やはり事業をしっかりとやっていくこと、これは法令遵守、コンプライアンスという中で物事は当然進めていかねばなりません。その途中経過においては法定の手続もございます。意見を頂く場面もあれば、それをしっかりと検討する町の都市計画審議会等の関係もございます。そういった手続をしっかりと踏みながら、御意見を賜りながら進めていくのがこの事業かなというふうに理解はしております。

今現在、例えば高さ50メートルをちょっと超えるというお話でありますけれども、今現在検討している内容です。これがまだ固まったわけではなくて、そういった意見もある中で何ができるのか、どういう工夫ができるのかというの

は、説明会のときに当然準備組合の方々もですね、理事長はじめ出席していただいてですね、こういった意見があったということを持ち帰って、準備組合の中でもそういった議論もさせていただいております。

渋滞の解消についてもですね、駅前広場の案をいろいろ検討しながら、これで本当に解消できるのか、こういうことに本当に頭を悩ませながら今の基本計画、施設配置計画を考えているという段階でございますので、何とぞ御理解のほうをお願いいたします。

すみません、最後にちょっと蛇足のようで恐縮ですが、7月11日の前に、7月9日、議員の皆様にも現状というのを御説明申し上げたと思います。このときには、例えばその鉄道事業者との今の状況も踏まえて、橋上の話も踏まえて御質問頂いて御回答申し上げたというふうに私は記憶をしております。以上です。

9 番 井 上 ありがとうございます。そういったですね、高さ50メートル超の建物に対する部分というものは、それらに関する影響、町民に対しての影響は、今の回答ですと、準備組合で今検討中だというふうにね、聞こえたんですけども、やはりそれはですね、やはり町がもっと主体的にですね、当然準備組合はその区域とかですね、地権者に係る部分はその準備組合の業務範囲内だというふうに考えますが、今、私がですね、質問をしたのは、やはり町民にですね。その準備…再開発区域外の町民に対してどうなのか。町民…その建物に対してもそうですし、駐車場の、あ、駐車…送迎車の駐車によるですね、渋滞の解消というのは、当然その区域外もですね、今現在影響を受けてるわけですよ。かなり雨の日はですね、ずっと新松田駅前からロマンス通りの小学校寄りのほうまでですね、つながってしまう場合もあるというふうに聞いています。ですので、これはですね、準備組合で検討するのではなく、準備組合でも検討をしても…それはその区域内においては準備組合で検討すべきかもしれませんが、やはり町の、まちづくりに対するこういった影響というものは、町がですね、しっかりと町民に対しての理解を得なければいけないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

まちづくり課長　町がしっかり考えていきなさいというお話であろうかと思えます。これも従前からの繰り返しで恐縮ですが、まず大きい考え方は、駅周辺の整備の基本構想・基本計画。周辺ということで、今回の再開発事業、これはその中の当然一環でございます。それをやっていく中で、先ほど区域外のお話も出ましたけども、それを全般論でこのまちづくりを考えていく主体は当然町でございます。ただ、その中で再開発事業、特にこの第一種というところで御理解されておられると思えますけども、組合事業としての施行をして今いただいております。やはりその中でいろいろ検討もしていただいているのが、まずその区域内におけるその事業性。本当にこの事業を確立できるのか、いろんな課題というのをしっかり、基本構想・基本計画にのっとったものがこの再開発事業でしっかりいい方向に持っていけるのか、ほんとうこういった視点で考えていただいております。町としては当然、今その準備組合の中の事務局を担わせていただいております。しっかりその、今、理事会多くやっておりますが、様々な御意見、また、いろんなところの調整、その報告も含めてですね、総合的に調整をしておりますので、まず再開発事業についてはそういうことと。大きくは基本構想・基本計画にのっとった駅周辺の整備事業として町もしっかり取り組んでいるということでございます。以上です。

9 番 井 上　回答ありがとうございます。そうですね、基本構想・基本計画は町の行政の範囲と、それらに含まれる部分とはということでございます。ぜひですね、そういったところで、ほかの市等ですとね、そういった高層の建物というのはかなりいっぱいあってですね、その現実感があると思うんですけども、松田町ではこれまでにないですね、そういった建物になるというふうに思います。

先日の、先ほど申しました議会議員のですね、勉強会の中でですね、その中の一つとしてですね、やはり眺望権を阻害した国立市のマンションの問題もですね、出ました。これはですね、最終的にはやはり眺望権は、やはり市民の、国立市民の欠かせないものであるということで、結果としてですね、解体をされたというふうな事例をですね、伺ったところなんです。その際もですね、高層の建築物というのはなかなか実感を伴った理解は難しいというふうに説明をされ

ていました。ただ、それにつきまして、最近ではですね、パソコン等による3D映像内で、その現実感をもってですね、ビル等に対しての見方ができる。またそういった3D映像化とかですね、バーチャルリアリティーによる映像で、じゃあ実際にどうなのか。例えばその日照、日当たりがどういうふうなのか、どういうふうに眺望が阻害されるのか、そういったものが理解ができるというふうなこともありました。ぜひですね、今回のまちづくりで、これはやはりそのまちづくりの中でですね、その区域外でもどういうふうにするか、その再開発ビルが影響を及ぼすのかということ、各町でもですね、松田町、その新松田自治会以外でもですね、町民への説明会を行って進めるべきだというふうに私は考えておりますが、こういったものを導入すること、そういったもので町民への説明会を行っていくことのお考えを伺いをしたいと思います。

まちづくり課長　お答えをさせていただきます。今お言葉で出ました眺望権という言葉ですね、少し私もまだ勉強が不足しております。よく勉強させていただきたいと思っております。国立市の件は当然事案として承知はしておりますけれども、この法的な根拠、また、地域の状況、当然国立と全て同じわけではないと思っておりますから。ただ、説明会のときにこういった御意見もあったということは、先ほども申し上げたとおり、準備組合のほうでもその情報としては入っております。そのときにお答えした回答も説明会のときにございます。いろいろなものを、当然事業性も含めてですね、先ほど申し上げた法的な手続論、こういったものを含めて、さらに勉強を深め、例えば次の説明会のときにですね、御指摘の内容も踏まえて御説明ができるようにしてまいりたいと考えます。ありがとうございます。

9 番 井 上　ありがとうございます。ぜひそういった方向でですね、やはり町民のコンセンサスを得ていくことをお願いをいたします。

次にですね、最初ですね、平成31年の基本構想・基本計画からですね、大分年数もたっているということで、やはり町民の疑問としてはですね、ここで新松田駅整備事業の中で、7月の説明会の計画図面等ではですね、小田急の所有地、JR東海の駅舎もですね、その当初の新松田駅の基本構想からですね、計画が大幅に変化をしてきていると。年数もたっていますので、またさらに近

年の建築費等の物価高騰の問題が出ているという中で、その基本構想・基本計画の中で示された概算事業費という形でね、示されていると思いますが、じゃあ、それがどうなっているのかというのが町民からの疑問として沸いてくると思います。町民及び議会に対してですね、やはりここでその概算事業費が幾らになったというふうな事業費と…事業費とかですね、あと、財政計画、その財政負担ですよ。補助金、国の補助金も変化してるかもしれません。そういったものですね、やはり町民と協働してまちづくりを進めるところであれば、最初皆さんね、平成31の基本構想・基本計画の数字がですね、金額が頭の中に入っています。じゃあ、それがどうなったのかということをやはり協働で進める場合はですね、当初事業費からの増減とか理由をですね、示すということが肝心だと思います。今後ですね、町民、議会に対してこういった事業費を発表されるのか、どのぐらいのタイミングになれば発表ができるのか、それを併せてお伺いをいたします。

まちづくり課長 1点目にですね、基本構想・基本計画から時間がたって、内容も変化してきただろうと。当初お示したのから大分変化してるんじゃないかというお話でございます。これに関してはですね、基本構想・基本計画策定時にも多分何度も何度も申し上げてきた話かもしれませんが、まずあそこでお示してる内容というのが目指すべき方向性のイメージであるということです。このイメージを目指して、今、事業を進めてきていると。ただ、その中で現実論として今この再開発事業でやろうとしている内容が、様々な主体、その準備組合さんしかり、また鉄道事業者さんしかりとの調整の中で、今現在こうなっているということは御理解頂けているのかなとは思いますが。そういった中で、我々としても機を捉えてですね、説明会のときに今お出しできる検討中の資料を皆様に御説明しながら御意見を頂いている、コンセンサスを得ていきたいという思いでやってきております。

今、プラスですね、もう1点、物価高騰の話もしていただきました。おっしゃるとおりです。この5年間でですね、本当ははっきりと何ですかね、世の中のその物価、建設の資材ですね。よく言われているのが、5年程度で3割、4割

も上がってきてると。物によっては5割上がっているものもある。そういう視点では、確かに当初考えていたそのイメージから想定したその費用全般というのは大きく変わってこようかと思います。この変わってくるものというのは、その施設計画が、全体がやはり決まって、議員の皆様、また町民の皆様に御説明できる段階のものができて試算ができるものでございます。当然その意識はこちらにも…あ、今、事務局としてもございますので、しっかりそこは積み上げて、しかるべきタイミングで、その金額と、そうですね、その施設の配置計画、こういったものを併せてお示しができるようにしていきたいと考えております。以上です。

- 9 番 井 上 ぜひですね、事業費とですね、あとまた後年度負担ですね、の部分、当然起債とかがあります。じゃあ、どれだけね、後にそういった借金を残すのか、起債を残すのかというのもですね、やはり町民に対しては理解をしていただくべきものだというふうに考えますので、今その辺を詰めてまた発表をしていただけるということの回答を得たというふうに理解しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは最後になりますが、7月11日の中でですね、小田急とJ R東海の交渉の経過ということで、そこに示された図面等ではですね、やはりそのJ R…小田急、J R東海とはですね、現時点の中で大分基本構想・基本計画で示された構想とは違う形になってるということが町民の方も理解をされているところだというふうに思います。そこで、私が聞いておりますとですね、町民の声は、ここで一旦立ち止まって、駅周辺のまちづくりをですね、再考すべきではないかという声が上がっております。私もですね、町民の考え方はそのとおりだと思います。建物…駅舎の形をしてですね、約100年前から変わっていない駅舎と駅前広場の形です。7月に示された整備案では、その南北自由通路や橋上駅舎化は検討中、協議中ということで、示された図面には含まれていませんでした。町民の望みであるですね、新松田駅前の整備、これをですね、取りあえず今時点で小田急、J Rの協議を得られないので、中途半端な形で断ち切ってしまうことは大変残念だと私は考えますし、町民もそのように考えてる声も

聞こえております。一旦ここで立ち止まって再考をしたらという町民の声を検討するお考えはいかがでしょうか。担当と町長にお伺いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

議
町

長 （「担当はいいよ。」の声あり）いいですか。え、いいですか。

長 私もという話があったのでね、井上さんね。私もそういうふうに思って、井上さんもそう思ってるんですね。非常に残念な感じがしますけども。選挙のときに何て言って選挙に出られたのかなと、ちょっとハテナマークが頭の中に今飛び交ってしょうがないんですけどもね。逆にお伺いを本当はしたいぐらいです。反問権がないのでできないんでしょうけども。立ち止まるメリットというのをどうお考えなのかね。私もそう思いますと言われたので、本当に後で聞きたいぐらいですけども。その辺りは、今回の開発については、大前提がやっぱり地権者の方々の協力を得てこの事業を進めてる。本当に協働ですよ、協働。協働は、「働」の字は人偏に働くということで、いろんな御意見があっても、どうやったら前に進めていこうかという、そういう協働のまちづくり。私が目指すのはそこなんです。その前の「協働」という言葉は、何か言いたいことだけ言って、結局足を引っ張りあってといった形で、前に進まないような、小田原評定みたいなことやってるようなことではなくって、いろんな意見があっても町の、町民の人たちの要望に向かって前に進みましょうということ。第6次総合計画にも書かせてもらってるということ。私はそういうふうに認識した中で、この駅も皆さん方と一緒に、いろんな御意見があっても、ここまで積み重ねてきて…きてるような状況であります。

ですので、ここで立ち止まるメリットが…という前に、ごめんなさい、まずは準備組合の方々にこのような意見があったと。一部、ほんの一部か大半なのか、その辺は分かりませんが、議会の議員さんからこういう話があったけど、準備組合の人たちはどうですかというふうに私は問うてみたい。そこで、その準備組合の人たちが、分かった、じゃあ先延ばししようよという話になれば、我々として勝手に進めることができませんし、幾ら町民の方々がやってくれと言っても進められない。だからそういうふうなコンセンサスを図りながら

やっていくというのは、井上さんが今…井上議員が言われているような格好でやっぱり積み重ねていく必要があるかなというなのは、よく今感じたところです。ですので、町が主導して何でも物事がやってる事業ではなくて、まさに地域の方々、あとまだ地域に関連するの方々、町民の方々といろいろな議論を重ねながら協働のまちづくりの中心としてということで、冒頭でお話ししたように、この駅はやっていくべきだというふうに思ってますので、いろんなその立ち止まらなきゃいけないような理由を言ってるような人たちも、表に出て、我々と一緒に議論をしながら、納得をしていただきながら、一つずつ積み重ねていけるように考えていますので、今の現時点では、例えば今日の時点では、一歩たりとも引くつもりは全くございません。以上でございます。

9 番 井 上 ありがとうございます。今、町長が言われたんですけれども、そのこのところですね。だからそのこのところをやはり町民の声を聞きながら協働のまちづくりを進めていこう、基本構想・基本計画から変わったところ、それに対して、じゃあどのようにやっていこうか。もちろんそれは準備組合の方々進めているのは当然知っていますけれども、じゃあ町民の、準備組合とかですね、そのこの地権者以外の町民の声をどう考えるのかというところがですね、大切ではないかなというふうに思います。

回答があればあれですけど、なければですね、以上で一般質問を終わりたいと思います。

議 長 時間が来ておりますので。それでは、以上で受付番号第9号、井上栄一君の一般質問を終わりにします。

暫時休憩といたします。 (9時45分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時00分)

受付番号第10号、古谷星工人君の一般質問を許します。登壇願います。

6 番 古 谷 それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第10号、質問議員、第6番 古谷星工人。件名、観光農業への取組について。

要旨。自然休養村事業の発足時には都市と農村の交流の場として観光農業の

取組がされました。現在はミカン狩り、ミカンオーナー園、サツマイモ掘り等が行われています。

次のことについてお伺いいたします。

- 1、町内観光農業の現状について。
- 2、持続可能な観光農業の推進について。

以上です。よろしくお伺いいたします。

町長 古谷議員の質問に順次お答えをいたします。

まず、自然休養村事業でございますが、当時の農林省が昭和49年度までに全国で170地区の自然休養村の指定を目指す中、本町では寄地区の自然を生かした観光農林業を計画的に、組織的に進めていくため、昭和48年3月31日付にて、国から自然休養村に指定され、昭和53年度までに寄自然休養村管理センター、農道などの基盤整備が行われております。そのとき…その当時の自然休養村事業に関連する観光農園は、芋掘り園で5園、栗拾い園で7園でありました。また、自然休養村事業とは別であります。松田地区ではミカン狩り園が10園があったなど、寄地区、松田地区の観光農園に多くの観光客が訪れていたと伺っております。

それでは、1点目の御質問の、現在の町内観光農業の現状でございますが、寄地区では芋掘り園が1園のみ、松田地区ではミカン狩り園が3園開園されております。ミカンオーナー制度につきましては、平成9年度に15園発足され、その内訳は、ミカン園と兼ねた園が3園で、オーナー園のみの園は12園でありました。現在はオーナー園のみの8園となっております。そのほかにブルーベリー摘み園が松田地区に1園ございます。現在のところ農業従事者の高齢化や農業経営を引き継ぐ跡継ぎの方を確保できない、担い手不足となっていることが課題となっている状況でございます。

次に、2点目の持続可能な観光農園の推進についてお答えいたします。先ほど述べました課題の解消と、観光施策を充実させた観光農業を推進していくためには、本町の観光農業と商業との連携が必要不可欠でございます。現在松田ブランドの認定として、農作物の6次産業化や、付加価値をつけた商品販売を

展開により、地元産農産物の活用を推進し、町のイメージアップと産業振興の推進を図り、また、農泊や体験事業の推進として、民宿を活用した民泊の推進や、株式会社D A S Iさんへの体験プログラムの造成、販売を委託し、古民家、名前が「やえか」において、令和5年度は7回事業を開催したことや、そのほかに新たな観光資源の創造のため、寄アクティビティ会による、地域と協働した既存資源のブラッシュアップ、各種体験コンテンツのマニュアル化による受け入れ体制整備、基盤整備に取り組んでいるところでもございます。また、旧寄中学校を借りていただいている事業者が町の課題解決に向けて、1次産業に特化した農林水産業を主としたアカデミーを開校され、人材育成や特産品開発などを行うと伺っておりますので、持続可能な農業経営及び観光農業の推進に向けて連携してまいりたいと考えております。

今後は松田町の自然を生かした持続可能な観光農業とするためには、「稼ぐ」をキーワードとした取組として、お客様のニーズに合わせた作物や高い付加価値がある作物に切り替えるのが望ましいとも考えております。そのためには必要な初期費用などの支援策等について、町としても協力してまいりたいとも考えております。以上でございます。

6 番 古 谷 回答ありがとうございます。まず、再質問に入る前にですね、台風10号の関係です。先月27日から31日まで、非常に大雨が降ったわけですけども、道路の災害等については、昨日も町長のほうから話がありましたけども、農地の関係について被害等はですね、農地または作物にあったのかどうか、その辺を先にお伺いして進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

観 光 経 済 課 長 ただいまの質問についてでございますが、神山の地区、北開戸、北開戸農道の農道上の農地のり面が一部崩れたというものと、南開戸、南開戸農道の農地のり面が一部崩れたというような状況がございました。以上です。

6 番 古 谷 ありがとうございます。それほど大きな被害は出てなかったということで認識させてもらってよろしいかなというふうに思います。隣の秦野市さんではですね、茶園がもう3段ぐらいにわたって、5年前の台風19号のときも壊れた

という話を伺っておりますけれども、ああいうふうな大きな災害でなくてですね、芋や作物がよかったなというふうに感じました。

それで、今、回答の中にありましたけれども、自然休養村事業、昭和48年の3月31日に指定をされてからですね、51年ぐらい経過してると思います。その中には昭和53年に自然休養村の管理センターができたということで、46年ぐらいたってるのかなというように思います。大分古くなってきて、町長も見に行ってきたというような話をされておりますので、これは今後ですね、どのようにされるか、また御検討のほうお願いしていただきたいなというように思います。

それから、観光農業といっても、皆さんもう御存じだと思いますけれども、農作業や収穫体験を通して、訪問者に楽しんでもらえることを農業活動としております。収穫体験、植えつけの体験、あとは農産物の直売などもですね、地域振興に入ってきますので、農家の収入増加に寄与しているのではないかなというように考えます。観光農業のメリットとしては、農業体験を通して消費者と直接触れ合いができるということ。自分の作った農園の品物やですね、農園のやり方、魅力を伝えることが直接できるため、ファンができてきてですね、固定客、リピーターが増えてきて、今やっつけられる人はですね、そのことを大切にしながらやっつけていただいているのではないかなというように思います。

それからもう1点はですね、収穫作業というのは農家にとって非常に大変なものです。でも、これをですね、観光農業で来ていただいて収穫をしてもらえれば、お客さんも楽しみもありますし、農家にとっては収穫作業が軽減されるというようなメリットもあるのではないかなというように思います。

それで、今、松田町の農業が今どうなっているのかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。統計等が出てると思うんですが、作物別の面積、諸収入、生産量などが分かればですね、少し具体的に教えていただきたいというように思います。

観光経済課長 一番直近のデータでは、平成4年度の国の統計資料の農林業センサスというものがございます。農林業センサスほかによりますと、松田町の耕地面積と農

業産出額は、まず耕地面積は合計で135ヘクタールでございます。大きく田と畑に分かれておりまして、田が5ヘクタール、畑が130ヘクタールでございます。農業の産出額は1億4,000万円でございます。産出額を面積で割った1ヘクタール当たりの農業産出額は103万7,000円でございます。御質問にありました作物別の農業の産出額は、野菜と茶がそれぞれ1,000万円、果実が8,000万円、その他、米、芋類などは、1,000万円以下の統計でございましたので、その統計表の中ではゼロというような記載でございました。なお、足柄上郡を比較しますと、耕地面積及び農業産出額は松田町は最も少ない状況でございました。また、近隣の比べてみますと、耕地面積が松田町より少ない二宮町のほうが農業産出額は多いことから、松田町の、松田町では農業の経営規模が、経営規模が小さな農家が多いことが見受けられました。以上でございます。

6 番 古 谷 ありがとうございます。作物別の面積、1,000万円以下は反映されていないことですが、この中で見ますと、果樹が一番やっぱり多いと。ミカンとあとはキウイフルーツ、ブルーベリー等もあると思いますけれども、果樹が一番多いということが分かりました。あと、それでもぎ取りにしても何にしてもですね、いろいろ調べてみますと、果樹が一番どこでも人気があるということです。それはもうもぎ取りしながら食べられるというのが一番の魅力だと思いますけれども、逆に、芋掘りだとか落花生だとか、その場ではなかなか芋自体は食べられませんので、掘るのがいいというようなことで出ております。

それから、先ほどちょっと言いましたけど、農産物の直売所がですね、松田町にも1か所あります。私も会員になってまして、時々品物を出してはいますが、こういうのもですね、観光農業の一つではないかなということで、桜まつり等はですね、非常にお客さんが来て売れ行きもいいということで、品物が足りないというような状況が続いております。午前中で大体終わってしまう場合もありますので、もっともっとですね、作っていただければ、販売が、価格も上がって…販売金額も上がっていくのではないかなというふうに思います。

私も会員ですので、地産地消の会ですね、年間の売上げ、ちょっとお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、約1,600万の売上げがあります。そのう

ち、農産物、野菜類として農家の方が持ち込んだのが1,300万。残りの300万が雑貨だとか豆腐だとかもやしだとか、そういうものだというふうに思いますけれども、1,600万円…野菜類としては1,300万円の売上げがあるということで今取り組んでいるところでございます。

それと、今言いましたけども、観光農業と観光農園、これちょっと混在してちょっと分かりづらい部分があるかと思うんですが、観光農業というのは、私的には掘り取り、刈り取り、収穫、そういうのを観光農業というふうに私ちょっと思っています。観光農園というのは、もう最初から、作付けから、植えるところから収穫までをやるような感じ。例えば、今多い…よそでやってるのは落花生だとか、そういうのの観光農園、これは滞在時間が非常に長くなりますので、取組は非常にちょっと難しくなってくると思います。トイレなり駐車場、休憩所が必要かなというように考えます。観光農業は収穫だけですので、滞在時間は短いので、もう手洗いの水ぐらいを用意すれば取組は簡単にできるかなということで、昭和…自然休養村ができた昭和50年頃ですね、またその辺を見ながら復活できればなというように考えております。

どんなものが人気があるかというのは、先ほど言いましたけどミカン狩りなり、イチゴ狩りはこの辺当時ありませんけどイチゴ狩り、あと芋掘りなどが収穫体験では非常に人気があると。植物などの鑑賞、見学が目的の部分もあります。これは松田で言えば桜まつり、ロウバイまつり、この辺もですね、観光農業の一環ではないかなというように思います。それとあとはオーナー制度、当時はでもミカンのオーナー制度、今現在8件ってさっきあったと思うんですが、大分当初からはですね、減ってきたというのは、この中にも書いてありましたけども、高齢化や、農業経営を引き継ぐ後継者が少なくなっているということで、減ってきているのかなというように感じます。当時、私の家でも祖父がですね、栗拾いをやってました。時々手伝いに行ったりしたんですが、当時結構人気がありまして、栗が足りないということで何か前に収穫したやつをまいてから、お客さんが来たときにやったというような、それだけお客さんも来てたときがありますので、これはやり方次第によってはですね、今後もまだまだ観

光農業としてできるかなというように考えております。

それでは2つ目のほうの、持続可能な観光農業の推進についてということで、にさせていただきますと思います。まず、この回答の中でもありましたように、「稼ぐ」をキーワードとして取り組みたいということで、やっぱりもうけがないとですね、なかなか取り組んでいかれる方が少ないと思いますし、この観光農業のいいところはですね、先ほどちょっと言いましたけども、無駄を出さない、無駄が出ないということですね。市場や何か出しますと、規格外が大分出ますけども、そういうものは規格外も含めてお客さんに販売というか、収穫体験で持っていってもらおうということがありますので、非常にね、SDGs的な取組もできるのではないかなということを思っております。

あとは、観光農業で、先ほど言いましたけど、消費者とは直接対面で販売するというのもありますし、子供さんがいればですね、食育の提供の場としてもできると思いますので、この辺は生産者の方がですね、うまく話をされれば、もっともつとですね、お客さんに食育の場を提供することができるというように思います。私も寄養魚組合のイベントであちこち行って魚を焼いて売っておりますけども、このときもですね、魚の魅力だとか、自然で…だとか、最近は何かが高く魚も高いんですよとかと言いながらですね、いろいろ話をしながら楽しくですね、やらせてもらってます。

それで、あとちょっとお聞きしたいのが、回答の中で「古民家での体験プログラムの造成、販売を委託し」とありました。この辺、7回事業を実施されたということなんですが、この7回の内容を少し教えていただきたいというように思います。

観光経済課長　この古民家の体験観光推進事業につきましては、農泊や体験事業の推進としまして、先ほどの回答どおりでございますが、株式会社DASIへの体験プログラムの造成、販売を委託して、平成…令和5年度7回実施したものでございました。目的としましては、先ほどの答弁のとおり、寄の豊かな自然や地域資源を生かしたものでございまして、寄地域での拠点づくりを推進することで、体験型観光による地域の活性化を図ることを目的として実施したものでござい

ました。7回の具体的な内容でございますが、代表したものを申し上げますと、古民家で藍染めの体験を9月に実施いたしました。古民家の竹飯ごうとリーフアートを10月に実施しました。ユズの収穫と、古民家でユズのジャムづくりといったことを12月に行いました。こういったことで、寄の魅力を知ってもらいまして、寄の施設の拠点化づくり、または観光推進に図られたものとして取組を進めたものでございました。

6 番 古 谷 はい、ありがとうございます。7回やってるということで、今、主なものを挙げていただきましたけども、これも観光農業の一環に入るのかなというように思います。藍染めにつきましては、藍染めの会の方々が藍を栽培されてですね、やっておりますので、この辺もそうかなというように考えますし、ユズジャムですね、この辺も松田町のブランドにも一つなってるのがありますけども、ユズ精油というのがありますけども、この辺も売れない、販売できないものを使ってやってられるということですので、ぜひですね、この辺いいものがあれば引き続きお願いしていきたい、していただければなというように思います。

それから、回答の中にもありましたけども、旧寄中学校の関係です。この前説明会に参加させていただきましたけども、農業アカデミーを開講する計画がありますね、寄地区の活性化に向けた取組に期待していきたいというように私は思っております。この中で、アカデミーの内容、まだ具体的に私も聞いてませんが、農業者と連携してですね、観光農業の推進、取組ができたらいいのではないかと考えております。ぜひこれは町が間にあっていただき、農業者とのパイプ役になっていただいでですね、観光農業への取組を進めていただきたいというように思います。

それから、観光農業をやっていくのに、1人でやってもなかなかできません。対応ができませんので、これをですね、グループ化なり組織化していきたいというように考えるんですけども、今の若い人、これからの人なんかは、もう役をやるのが嫌だという人がいますので、役を、みんなが役を持つというような形で、誰でもが同じような意見を出し合ってですね、みんなで決めて、やりな

がら決めていってやればというように考えます。どこの地区でも自給野菜をつくってる方が一緒、大分いられますので、この辺の自給野菜をですね、もう少し増やしてもらって、観光農業に進められるようグループ化にお力添えを頂ければなというように思います。

それからあと、皆さん御存じだと思いますけども、今、野菜が時期によっては高騰したり暴落したり、すごいしておりますけども、直売所の販売観光農業というのはある程度一定、安定しておりますので、その辺を含めてですね、今後進めていっていただきたいと、グループ化なりの御支援を頂きたいというように思っております。

それから一つ心配されるのが、観光農園やって残っちゃったよと、残っちゃったからどうしようかということもあります。この辺はですね、この回答の中にもありましたけども、ニーズを見ながら、どういうものを作って、どういうもので観光農園をやっていくかというものも、これからの、もしやるとなれば検討課題ということできたいと、になってくるかと思えます。

いつもこういう農業の話になりますと、農業全体は高齢化で担い手不足という話になってきて、なかなかつながっていかないのが現状ですので、ぜひですね、ちょっと音頭取っていただいてグループ化をさせていただいて、寄地区なり松田地区の観光農業の発展に寄与していただければというように思います。

町長 すみません。そこで「思いますけどどうですか」と言ったらどうですか。なんか全部自分で、全部言っちゃってるから、楽しちゃっている。

議長 質問の形で終わるようにお願いいたします。

6 番 古 谷 はい、はい。グループ化をですね、ぜひ推進頂きたいというように思いますので、ぜひその辺の取組についてお願いしたいと思えます。

観光経済課長 観光農業の推進ということで、寄自然休養村の管理センターにつきましても、経営の強化を図るために、この機会ですが、補正予算認められれば、デジタル人材ということと、管理センターの経営改善を図るためのシステム、予約システムというのを導入させていただきたいと思っております。そういった中で、そういったハブができるということで、宿泊やアクティビティーの体験もそうなん

ですが、観光全般に対して、農業に対してもそういった情報を集約した中で、その地域、寄地域が盛り上がっていけばというふうに考えております。町としましても前向きに進めてまいりますので、どうぞ地元の方々も御理解、御協力をくださるようお願いいたします。

また、ミカン園、ミカンにつきましては、歴史を調べますと、松田山にミカンの苗木を植えたのが明治時代の中期と言われております。その歴史は120年を超えております。この歴史を今後受け継ぐために、町としても対応する必要があると感じております。JAかながわでは、回覧とかで御覧になったと思えますけど、農業基盤の維持拡大事業として、以前からレモンの苗木とか、湘南ゴールド、キウイ、最近ではニンニクの種の購入の補助をとという制度がございますが、ミカンの苗木の制度はございません。農業者は高齢化とか、担い手の引き継ぐ者がいないということで、担い手不足を叫ばれておりますが、これらの松田山の件に関しましても、今、協議会を開催しておりますので、協議会や農業委員さんの御意見、または実際に作られてるの方々に対しましては、この後、地域計画で座談会というのを開催しますので、そういったところで意見を集約して、農業経営または観光推進、そういったものを含めまして町、鋭意に前向きに取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

6 番 古 谷 はい、ありがとうございます。それでは最後にですね、回答の中にもありましたように、こういう観光農業を進めていくに当たりですね、必要な初期費用の支援策ということで、町としても協力したいと考えておりますということで回答されておりますので、この辺の内容についてちょっとお伺いしていきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

町 長 質問ありがとうございます。遠藤さんが先走って話したところもありますので、ちょっとあれしますけども。まずこの観光農業というか、寄の活性化、農業の活性化については、やはり消費者がいて初めて成り立つものだというふうに理解をしています。その中で、ちょっと寄に特化した話をしますと、観光農園に目指して来る人もいれば、トレッキングだとかいろんなアクティビティーがあるからって遊びに来る人もいますけども、それだけじゃやっぱり今の現状で

足りないというような状況もあるので、やはり今ある資源を生かすということをも含めながら、このスポーツ施設を生かしていきましょう。そのスポーツツーリズムというのは、スポーツ団体の方々が、スポーツだけ来るんじゃなくて、その場で泊まったりだとか、そこで泊まっていたら、当然その宿泊施設で地元のものを使ってもらえるとか、そうするとまたそこで売ってるものありますし、買ったりだとか、農業体験だとアクティビティーをするだとかとって、別のお金も入ってくる。そういうふうなのをつなげていくのが、ツーリズムというふうな一つの考え方でありますので、それで今やってるところであります。

ですので、農業のいろんな基盤を整備すれば、じゃあイコールいいかというところ、そうではないところはやっぱり並行して、やっぱりやっていかなきゃいけないという考え方の下にこれから、やはり買いたくてもやっぱりある程度付加価値というか、今の値段が例えば100円、200円で売ってるものが、やっぱり400円、500円で売れるようなものにしていかなきゃいけないですし、売れるものをやっぱり作ってもらいたい。その作ってもらうに当たっての、やっぱり初期費用とかについて、町としてもその負担額をですね、減らしていきたいというふうに考えています。というのが、やはり今まだ元気で農業をやっていたらいる方がいる間に、その基盤を何とかつくっておかないと、人材不足とか、高齢者がとか、いろんな話ありますが、やはり今やってもらってるところですごく何か稼げるなといたら、もうちょっと広く作ろうか、もうちょっと作ろうか、これ人間なんですよね。だというふうに私はそう思うので、やっぱりそういった先輩たちがお元気な間に広がっていくことによって、若い人たちにいい感じでバトンタッチができるような農業施策といいましょうか、そういうふうになることを期待しているところでございます。ですので、具体的にはこれからいろんな、古谷議員とかにもいろいろ御相談して知恵を頂きながらですけども、どういったものに対してどういった制度設計すればいいかというふうなことはこれから考えますけども、とにかく前向きにそういった支援をしていきたいというように考えます。以上です。

6 番 古 谷 町、回答ありがとうございました。やっぱり、私、毎回この農業の関係やっていますけども、元気がないとできませんし、もうからないとやりません。ですから、初期投資に関して、初期の費用に関して少し面倒頂ければ、元気なうちにですね、皆さん取り組んでくれる方がいられると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。じゃあ、以上で終わります。

議 長 以上で受付番号第10号、古谷星工人君の一般質問を終わりにします。

受付番号第11号、北村和士君の一般質問を許します。登壇願ひます。

1 番 北 村 議長の許可を頂きましたので質問させていただきます。受付番号第11号、質問議員、第1番 北村和士。件名、松田町の新たな魅力となり得る人材バンクの活用について。

要旨。令和5年9月に松田町人材バンク設置要綱が告示され、1年がたとうとしています。人材バンクは住民の居場所、生きがい、新たなコミュニティー、世代間交流の場など、松田町の新たな魅力となる可能性があるかと大いに期待しています。そこで、現状と今後の活用策などについて伺います。

1、人材バンクの実績と活用策について。

2、情報発信の強化について。

よろしく願ひいたします。

教 育 長 それでは北村議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

松田町にはですね、福祉、子育て、住民生活など、様々な分野において知識や技術を持っている方がいらっしゃいます。その力をですね、地域のために役立てたいと考えている方が、松田町人材バンクに登録をされていらっしゃいます。その登録分野でございますが、健康、福祉、子育て、学習、スポーツ、芸術・文化、国際交流などですね、多種多様でございます。現在はですね、個人で11名、団体で12団体の方が登録をされております。利用希望者にはですね、つなぐ体制は十分整っておりますし、いつでも活動できる状況にはあります。その活用につきましてはですね、広報や回覧等を通しましてですね、十分に周知をしてきているところでございます。登録いただいた個人やそれぞれ団体はですね、それぞれ活発に活動はされているのではございますが、今現在のとこ

る残念なことにですね、この人材バンク制度というのを通してですね、の申込みはないというのが現状でございます。教育委員会としましてはですね、人材バンク制度は生涯学習の自立の一助になるだけではなくてですね、なることも考えておりますし、今後ですね、生涯学習の分野だけではなくて、学校教育にも活用の機会を広げていきたいというふうに考えております。

2つ目の質問であります情報発信の強化につきましては、御利用いただけない理由の一つがですね、制度の浸透が図られていないということであるというふうに推測をしております。今後はですね、町ホームページやSNSに活動の様子が分かる紹介動画を掲載して発信するなどの工夫をしてですね、さらなる周知を図っていききたいというふうに思っております。

1 番 北 村 ありがとうございます。それでは再質問に入らせていただきたいと思います。

1点目のですね、人材バンクの実績と活用策について伺います。施行されて1年で、23の方々が登録してくださったことはうれしいことと思いますが、活用のお申込みがなかったことについては非常に残念でございます。この人材バンク、私は松田町の新たな魅力になると考えています。現在松田町の魅力については、交通の利便性と豊かな自然というハード面がよく取り上げられますが、環境面で似ている自治体は多数あります。それに松田らしさをプラスするとしたらやはりソフト面、つまり人の部分になるかと思えます。その点で人材バンクの活性化は、これからの松田町を彩る施策としてとても重要です。

例えば、学校で言えば来年度からコミュニティ・スクールが導入されます。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校のことで、学校と地域住民などが力を合わせ、子供たちのよりよい環境づくりに取り組む、地域とともにある学校を目指すための仕組みです。これにより、より地域との連携を強化し、学校を地域社会の一部として機能させることで、子供たちの多面的な成長を促進することを目指しています。地域との連携とは、地域の人たちとの連携です。ここで、人材バンクに登録している方との連携が可能であると考えますが、そのような考えや計画はございますでしょうか。よろしく願いいたします。

教 育 長 それではですね、コミュニティ・スクールに関わる御質問が出ておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思っております。まず貴重な御意見を、北村議員、ありがとうございます。議員がおっしゃられたとおりですね、令和7年度に学校運営連携協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールの導入を考えております。先ほどもお話しさせていただきましたようにですね、松田町の人材バンクに登録されている名簿をですね、私も見させていただきました。本当にですね、様々な特技や技能、技術を持っていらっしゃる方が登録されているなというふうに、私は感想として持ちました。そのような方がですね、学校教育に関わっていただければ、議員がおっしゃられたようにですね、非常に充実した教育環境がつけられるんじゃないかなというふうに私は考えております。

 しかしですね、学校が必要としているニーズと、人材バンクに登録されている方々のニーズとが、必ずしもぴったり一致しないというような場合がございます。例えばですね、学校ではこういうような方に来ていただきたいんだけど、そういうような方々が人材バンクに登録されていないと、そんなようなこともあるのかなというふうに思っております。

 そのような点をですね、補うためにですね、令和7年度のコミュニティ・スクールの導入に当たりまして、多くの地域の方々に、地域学校協働活動のボランティアに登録していただいて、子供たちの教育に力を貸していただきたいなと、こんなふうに考えております。例えばですね、国語の授業に短歌とか俳句の授業があります。地域の中にはですね、俳句の会とか短歌の会とかいうのをつくっていらっしゃる方がいらっしゃると思うんですね。そのような方々をゲストティーチャーで呼んで国語の授業に入っていただくと。またですね、授業だけではなくても、例えば生け花を得意としている方がいらっしゃいます。その方々に昼休み学校に来ていただいて、一輪挿し教室で子供にやってもらう。あるいは、読書サークルをつくっている方がいらっしゃったらですね、学校に昼休み来ていただいて、読み聞かせやあるいは紙芝居などを子供たちにやっていただく、そんなような活動も考えられるかなというふうに私は考えておりま

す。

来年度のですね、コミュニティ・スクールの導入に当たりましてはですね、地域と学校を結ぶスクールコーディネーターの配置を考えております。そのスクールコーディネーターの方々にもですね、先ほど議員おっしゃられたように、人材バンクというのを活用していただいて、少しでも地域と学校を結ぶことをしていきたいと思いますし、より一層地域との連携を深めていきたいなど、そんなふうに考えています。

1 番 北 村 分かりました、ありがとうございます。コミュニティ・スクール導入でですね、突然学校が変わるというわけではないというのは、この前の説明会でも頂きましたけれども、徐々にですね、他分野へ興味を持つ子供の育成の場面になりますように、連携のほどよろしく願いいたします。

またですね、現在小学校の生徒を対象にして、放課後における児童の安全、安心な居場所づくりを推進するとともに、様々な体験活動で子供の可能性を輪を広げること、また子供たちと地域の方が活動を通して、縦の関係性を築き、子供の社会性や協調性を伸ばすことを目的として、放課後子ども教室を松田小学校で言うと、小学校、各小学校、月2回ほど開催されていますが、そちらとの連携についても、そのようにお考えということでしょうか。

教 育 課 長 放課後子ども教室との連携というお話かと思います。放課後子ども教室は、平成29年に社会教育委員の皆様を中心に、まず試験試行という形で始まりまして、その後コロナ禍を乗り越えまして多くのボランティアの方の御協力を得まして、現在は松田小学校で月2回、寄小学校で月1回、それぞれ開催をいたしまして、開催をしております。

その内容といたしましては、体験活動ということでドッジボール、大縄跳び、キックベースなどの体を動かす活動のほか、七夕づくりや百人一首などですね、季節を感じられるような活動など、多種多様な取組を通じて松田の子供たちの居場所の一つとして定着をしているところでございます。

連携という意味ではですね、実は放課後子ども教室に既にボランティアとして御参加を頂いていた方が、今度は人材バンクに登録をしていただいているとい

うような、今のところそういった流れとなっております。今後はさらなる連携を図るためにですね、そういったボランティアの方の協力者をつくって、相互で活性化が図れるようにしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番 北 村 分かりました。よろしく願いいたします。

次にですね、学童保育についてもちょっと伺いたいと思います。学童保育は、保護者などは就労などにより、昼間留守家庭などの児童を最長で朝7時半から8時、放課後から19時まで小学校で預かる事業ですが、これ現在の利用状況を、学年別で全体生徒数との割合も含めて御教示のほどよろしく願いいたします。

子育て健康課長 それではただいまの御質問にお答えいたします。学童保育の今現在の利用状況ということで、学年別で申し上げますと、まず1年生が、松田小学校68名いらっしゃいまして、そのうち学童利用者は41名、全体の割合の60.2%となっております。次に2年生ですが、75名、学童利用者はうち40名の利用者です。割合として53.3%。次に3年生ですが、64名、学童利用者は23名いらっしゃいまして、35.9%となっております。4年生ですが、68名中利用者は17名、割合は25%です。5年生は50名中利用者は5名となっております、割合としては10%。6年生ですが、70名中、学童利用者は1名、利用者の割合としては1.4%という今の利用状況となっております。以上です。

1 番 北 村 ちょっと想定してたよりも多くて、結構びっくりしてます。学年が増えるごとに、学童保育を利用するという方が減るといのは何となく想像はつきます。家の中で一人で置いておいても大丈夫かなというような年代の子になってくると、学童利用から外れていくというような形なのかなと思いました。

日本の人口なんですけど、この10年で2.4%減少しているにもかかわらず、世帯数は6.6%上昇しています。これは世帯規模の縮小、つまり核家族化を意味していると考えられます。また、総務省の労働力調査を見ると、その中でも共働き世帯についてはここ10年で21.8%も上昇しています。つまりここ10年で共働き世帯の核家族が爆発的に増え、かつてはおじいちゃん、おばあちゃんが担っていた子供の居場所がなくなっていると言えるかと思います。また、国の保育

料の無償化などは、女性の社会進出支援も目的とした施策です。そのため、この流れは続く、または加速するものと思われます。

そういった中で、放課後から19時までという時間を、長時間を学童保育の指導員さんだけにお願いするのは、なかなか酷ではないかと思います。例えば人材バンクの方々と連携することによって、今日はこの講座と、放課後子ども教室との連携のように、指導員さんの負担を減らしつつ、子供たちに新しい分野への学びのきっかけをつくることができるとは思います。いかがでしょうか。

子育て健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。現在、学童保育の過ごし方といたしまして、本を読んだり、宿題をしたり、外で遊ぶ時間などもあったり、基本的にはですね、児童一人一人が好きなことをして自由に過ごすことができるようになっております。また、英会話など学びの充実を図り、英語に慣れ親しんでもらうため、ALTを配置した保育も実施しており、こちらのほうも大変好評を頂いているところでございます。支援員については、児童数の人数に応じて配置しておりますけれども、基本的には1クラス40人で支援員の方1人、それから補助員の方1人ということで、基本の保育は2人体制ということで保育に当たっております。議員のおっしゃるようになりますね、人材バンクの方々と連携することによって、学童保育の行事としてですね、この条件に合う方がいらっしゃれば、そういった方々の活動の場が広がったり、学童保育の新たな展開が図れることによってですね、さらに豊かで充実した時間を過ごせて、楽しい学童保育が展開できるようになるかと思っております。いずれにしてもですね、現場の支援員の方々の負担軽減という観点からも、現場の意見をお聞きしながら、よりより学童保育を実施していくために、人材バンクの活用についても教育委員会と連携してですね、検討してまいりたいと考えております。以上です。

1 番 北 村 分かりました。私もですね、事業をしていますので、民間の視点から見るとですね、毎日数十人の子供が集まる場所で、自分の活動をPRできるっていうのはね、やっぱりすばらしい場所なんですよ。そういったところでもウィン・ウインの関係になり得ると思います。ぜひですね、人材バンクに登録していただいている方というのは前向きな方々ですので、情報共有ですね、積極的

なコミュニケーションの場を持って、民間活力を導入いただきますようお願いいたします。

人材バンクはですね、松田町の新たな人材発掘、育成ができる施策だと思っています。例えば、会員が減少してきている既存団体を補完するような、新しいコミュニティとしての活動や、また別角度で言うと、農業経験者が登録し、その方を中心に農業に興味がある方を集めて自家消費の農業活動のコミュニティ等ができれば、町内ですね、先ほど古谷議員もおっしゃってられましたけれども、農業生産者の減少とか、そういったところの解決のですね、一助にもなるのではないかと思います。そのようにですね、人材バンクの活用によって、可能性は無限です。そういうソフト面で、松田町の新たな魅力になる人材バンクですが、今後どのように活用したいと、今、教育の場も離れてですけども、どのように活用していきたいとお考えでしょうか。お願いします。

教 育 課 長 議員おっしゃるとおりですね、人材バンクに、その人材発掘機能というものを持たせることができればですね、より効率的に、生涯学習の活性化という成果が上げられるのかなというふうに考えております。人材バンクというものは目的ではなくて、生涯学習の理念でもある豊かな人生を送るためのツールの一つであるという、機能の一つというかツールの一つであるというふうに捉えております。先ほど教育長答弁にもございました、学校教育の場、また放課後子ども教室、学童保育の場に限らずですね、議員おっしゃるように、その農業であろうと福祉であろうと、個々人がですね、町民の方個々人が、豊かな人生というか、そういったものを手に入れることができればよいわけで、他課とも連携をしてですね、可能性を広げてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番 北 村 分かりました。ぜひとも、さらに力を入れていただければと思います。

それでは、2点目のですね、情報発信の強化について伺います。1点目の質問で取り上げた多種多様な活動を人材バンクで行っていただくためには、ちょっと現在の登録者よりもですね、多くの方々に登録していただけることと、人材バンクの認知度を上げる必要があると思いますが、その点についてはどのよ

うにお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

教 育 課 長 そうですね、町民の方にですね、御活用いただける、また、町民の方が生涯学習のためにですね、寄与していただくためには、やはりその認知度を上げるというのは本当大切なことだと思います。制度を活性化させるためにはですね、一人一人、一人でも多くの方にですね、前向きに御参加いただくことが大切だというふうに捉えております。そのためには、町の広報、今現在行っておりますけれども、今後、ホームページ、あと、SNSの活用というものが、やはり大切であるというふうに考えております。

1 番 北 村 ありがとうございます。広報でのPRはやっぱり積極的に行っていただければと思います。例えば、広報にですね、登録いただいた方の活動を紹介するような枠を設けることによって、人材バンクを知ってもらい、そして登録していただいた方々としては、活動をPRすることができると思います。人材バンクに登録していただいている方々とのウィン・ウインの関係を構築することにより、活性化し持続可能な制度になるかと考えますので、その点を念頭に進めていただければと思います。

「広報まつだ」はですね、今年度から、一部で配布主体が自治会から変わったことで、配布数が増えて発信力が増しているかと思います。ただ、ページ数やですね、配布頻度には限界があるかと思います。そこで、SNSでの情報発信を活用する必要があると思いますが、そのように答弁を…答弁というかね、回答を頂きました。松田町…SNSでの情報発信については行っていただくという旨で回答頂きましたので、よろしくお願いいたします。

松田町全般の話ですけれども、財政規模がですね、同様の自治体に比べて、かなり住民サービスは充実していると思います。例えば、6月議会でも回答頂きましたが、本町の子育て支援事業は、兵庫県明石市や、2019年に合計特殊出生率で2.95となった岡山県奈義町の取り組みとさほど変わりなく、むしろ本町のほうが充実しているところもあります。しかし、現状は理想にほど遠い状況であり、原因はPR不足なんだよと回答頂きました。すばらしい施策でも、PR不足でやっぱり効果を発揮できません。そこで発信力強化のために、松田町

のSNSを使った情報発信媒体についても伺いたいと思います。現在、松田町では、LINE、X、旧ツイッターですね、インスタグラム、マチイロの4つがありますが、それぞれの棲す分けについては、どうお考えでしょうか。お願いいたします。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。松田町ではですね、今、LINEとX、インスタグラム、マチイロという形で進めております。そして、また町の広報紙というところになります。総合計画に位置づけている情報発信の共有というのがございます。そこで、まず広報については、手に取りたい、見たいというような広報の作成に努めるというようなこともございます。特にですね、このLINEについては多くの方が今、登録していただいているところでございます。主にですね、町としては2,500人超ですね、2,520人、昨日現在では2,520人が登録をいただいているところでございます。また、インスタグラムにつきましてもですね、多くの方に発信をしている状況もございまして、すみ分けということなんですけれども、やっぱり多くのいろんなニーズがありますので、基本はですね、早く伝えるという意味では、LINEを中心に今、進めているところでございます。併せて、様々な方にも届ける形でツイッター、インスタグラムの活用をしているというところでございますので、引き続きですね、目的がですね、様々な方、町民をはじめ町外の方をはじめ、多くの方に情報発信をするということが目的なので、様々な機能を使ってですね、発信に努めていきたいというふうには考えております。以上です。

1 番 北 村 分かりました、ありがとうございます。各アプリの日本でのユーザー数を調べると、LINEは9,200万人、Xが4,500万人、インスタグラムが3,600万人、ちょっとマチイロは不明です。そうすると、やはり政策推進課長がおっしゃられたように、LINE、ほとんど9,200万人っていうと、スマートフォン持っている人が全員使ってると言ってもいいぐらいのアカウント数になりますので、そちらを中心に広げていくのがよろしいのかなと思います。現在、2,520人ですか、のお友達がついていうのは、発信先がいるかと思うんですけども、公式LINEの友達数を増やすことは、松田町としての発信力強化のためにつながる

と思いますが、その点については、そういうお考えでよろしいでしょうか。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。そのとおりだというふうに、私も理解をしております。先ほどのですね、マチイロについては、今、マチイロで町広報紙を見に行っている登録者が854人いますので、町だけなんですけどもね、そういう形で情報を共有したいと思います。先ほどのとおりですね、多くの方に松田町の様々な情報を発信することが目的、そして今言ったLINEでの発信はもとより、中心にですね、今、進めているところでございます。この、引き続きですね、発信強化に取り組んでいくためにもですね、あらゆる発信と活用を図り、まず登録者へのメリットを増やすこと、ともに、今、LINEではですね、町のイベントの情報や事業の情報、広報紙をそのままじかに伝えるっていう形と災害情報をですね、常に発信をしているところでございます。町民の方にはですね、町民税等の納期限とかも発信をし、様々町の今やっている補助金のメニューもですね、定期的に発信をするということで、より町民をはじめですね、多くの方に伝える情報発信に、町としても引き続き取り組んでいきたいというふうには考えております。以上です。

1 番 北 村 分かりました、引き続きよろしく願いいたします。LINEはですね、友達登録時に興味のある情報フラグをつけて登録してもらうことによって、町民や町外者に分けて情報登録ができることもメリットの一つです。人口に比べて公式LINEアカウントの友達数が多い自治体として島根県の海士町があります。人口2,273人に対して、友達数が6,388人で人口の約2.8倍。その結果、最新データの2022年までの直近3年間は社会増と、人口社会増となっております。海士町で有名なですね、施策の一つとしては、企業や自治体、大学などの島外からの研修ツアーです。これにより交流人口を増やして関係人口に昇華して移住に結びつけるという戦略です。交流人口は言ってみれば一見さん。関係人口は常連さんというイメージです。これを松田町に置き換えると、交流人口としては年間10万人ほどが訪れる桜まつり、年間2万人ほどが訪れるロウバイまつりがあり、交流人口、一見さんの交流人口は充実しているように思えますが、これを関係人口に昇華するという作業としては、ちょっと足りないかなと思

ます。交流人口を関係人口に昇華するためには、松田町に興味を持っていただけるような情報を提供し続ける必要があるかと思います。そこで有効なのが公式LINEアカウントの友達になってもらうことです。具体的に言えば、桜まつりやロウバイまつりのチラシにですね、咲き具合を更新、公式LINEアカウントで発信するみたいな旨を掲載してですね、登録者数を増やしたらいかがかと思います、いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。そのとおりだと思います。町としてもですね、まず友達を増やす、そして今回ですね、桜まつりでの公式LINEにて、クーポンの画面をですね、ポストカードを提示していただくことで特典が得られるように取り組んだという経緯もございます。またですね、町としては、のーと足柄の利用の予約につきましても、この公式LINEから行えるようにしております。そして、様々な情報発信も、このツールからですね、しておりますので、引き続きこのLINEを通じて、町民が見てもらおうきっかけづくりとして、先ほどのポイントとかクーポンとか、そういうものに努めていきたいというふうに考えて、そのためにはですね、町の様々な団体、そして商工振興会とかも連携しながらですね、その辺の制度設計をしていきたいなというふうには考えております。以上です。

1 番 北 村 分かりました。私がですね、仕事で情報発信をしていた際は、大体、少なくともやっぱり1日1メール、時間を決めて行っておりました。毎日定時にですね、情報を発信することによって、読者の生活にですね、メールを読む、LINEを読むですかね、メッセージを読むですかね、を読むということを習慣づけてもらうのが狙いでした。なかなか、1日1通っていうと、なかなか難しいところもあると思うんですけども、やっぱり、でも少なくとも週1回程度の発行は考えていただければと思います。

発信する情報の内容としては、先ほどにもつながりますけれども、季節の花情報とか、人材バンクの活動などですね、住民に焦点を当てたもの、町政に興味を持つきっかけとなるものなど、松田町の楽しみ方を提供することが大切かと思います。その情報は町民にとっては松田町で楽しく過ごしてもらい、町外

の方にとっては交流人口から関係人口に、そしてタイミングによっては移住先として認識してもらおうようになるかと思います。松田町は頑張ってます。しかし、どんなに頑張っても、頑張って施策をつくっても、知ってもらえないと活用されません。活用されないと改善点も見いだせません。今回の定例会でも、効果が出ない原因はPR不足ですとの回答が幾つかあったかと思います。せっかく頑張っているのに本当にもったいないなあって思ってます。また、知ってる情報がですね、松田町と町民とでですね、格差があると、松田町の現状を認識する上でずれが生じて、必要のないあつれきが生まれることにもなり得ます。そういった観点からも、今後は情報発信をより強化した体制に編成していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

参事兼政策推進課長　　今の御質問にお答えをさせていただきます。組織体制というところだと思います。まず情報発信の強化につなげるためにですね、町もですね、非常に大切なところと考えておりですね、職員一人一人が町の広報マンということで、今、庁内横断的にですね、組織を編成している情報発信推進委員会というのがございます。これは令和元年12月に設置したものでございます。ここはですね、若手職員が中心になって組織をしております。この委員会におきましては、情報発信の強化に向けた議論を深めてですね、町民をはじめ、町外の方にも、町の魅力はもとより、様々な課題に対応した対策についてもですね、連携して取り組んでいけるような情報発信の仕組みを、定期的に打ち合わせを持ちながら進めているというところもございますので、こうしたところも踏まえてですね、また今後はですね、やっぱり民間のノウハウというのもございます。こういうところでですね、民間のプロの方とか、そういった方を招待しながらですね、いろんな情報発信に努めていきたいというふうには考えております。以上です。

1 番 北 村　　分かりました。若手の方々に情報発信推進委員会ってつくられているんですね。ぜひ、一緒にやりたいぐらいの。ありがとうございます。町民から頂いた税金、使うなら情報発信よりもいいものをつくるために使いたいという志は最も大切だとは思いますが、知らないと使ってもらうこともできません。知ってもらって使ってもらえば改善点も抽出できます。そして、それを一步一步改善

することが、今後の松田町をつくっていくことになるかと思います。私も情報発信については仕事でやってきた経験がありますので、協力させていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

最後に、全て含めて、町長、何かございましたら御意見頂けたら幸いです。よろしく願いいたします。

町長 最後は質問がちょっと幅が広がったんで、私が戻す形になりますけども、いろんなことに知ってもらいながら、やっぱり人材バンクの話に戻しますけどもね、人材バンク的には、町内の方々じゃなくて、こういった松田町だから協力したいという方がとにかく町外にいらっしゃってもいいわけだと思います。なので、町外の方々も、我々の人材バンクに登録していただいて、何ですかね、直接そこには松田町には住めないけども、いろんな理由があって住めないけども、松田町を応援したいんだという方々を増やすためにも、北村議員がおっしゃられるような格好で、情報発信をね、して届けていかなきゃいけないというふうに考えてます。

その中で、これもPR不足っていうふうなことになってしまうんですけども、デジタルで、今現在は、政策推進が担当してるんですけどもね、デジタルの中で、私、こんなことができます、ここはこういった課題がありますっていう、そういうマッチングサイトが、実はもう去年からやっているんですね。それにしても、それもなかなか今、稼働してないということなんで、私はもうやめちまえて言ってるんですよ。お金ももったいないので、その程度だと。なので、やっぱり費用効果が出てこないことを、ずっとこうね、やってしまってもしょうがないので、もっと私自身も、各担当課にですね、PR不足、PR不足っていうことじゃなくて、ハツパをかけて、やってる以上は形になるように、旗振ってまいりたいというふうに考えてます。ぜひとも、そういった点ではですね、御指導頂ければと思います。よろしく願いします。以上です。

1 番 北 村 分かりました。ありがとうございます。僕もできるところはですね、一緒になってやっていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終了させていただきますが、最後に一言お礼を申し

上げたいと思います。8月9日のですね、震度5弱の地震からの2個の台風対応とですね、8月は本当にお疲れさまでございました。特に、8月9日の地震では金曜の夜の緊急参集、そして対応と、本当に頭が下がります。私も翌10日にですね、地震の影響を見て、町内自転車で回りましたが、町内からはですね、少しの断水ぐらいでよかったっていう声が、もうたくさん聞こえました。これ少しの断水で済んだのは、本当に皆さんのおかげだと思ってます。何不自由なくですね、普通に生活できるの裏側に皆さんの御尽力があるっていうことは重々理解をしてですね、今後ともよろしくお願いします。ただ、暑い中で緊急でってやらなきゃいけないことも、もちろんありますので、お体のほうをですね、十分御自愛頂いて、松田町のために、今後ともよろしく願いいたします。以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議

長 以上で受付番号第11号、北村和士君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩中に昼食を取ってください。午後1時ちょうどから議会全員協議会を開催いたします。その終了後に、また本会議を再開いたします。
(11時10分)

議

長 休憩を解いて再開いたします。
(15時00分)

日程第2「議案第37号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長 議案第37号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和6年9月4日提出。松田町長、本山博幸。

提案理由。令和7年度から町立小学校及び中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第45条の5の規定に基づき、学校運営協議会を設置することに伴い、新たに委嘱する学校運営協議会委員に対する報酬等を支払うため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議

長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第37号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、町では令和5年度より、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度導入推進委員会を立ち上げ、円滑な運営に向け準備を進めております。令和7年度からのコミュニティ・スクールの導入に際し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、新たに委嘱する学校運営協議会委員に報酬等を支払うため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

それでは、議案に沿って条例改定を御説明申し上げます。議案2枚をおめくりください。3枚目の参考資料1、松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右が現行で左が改正案でございます。左の改正案のほうを御覧ください。

第1条では、新たに第39号として、学校運営協議会委員を追加するものでございます。

また、別表第2、第2条関係の表でございますが、こちらは水道事業運営審議会の次に、新たに学校運営協議会の会長と委員を追加し、会議時間が3時間以内と、3時間を超えた場合の日額報酬を定めるものでございます。

恐れ入りますが、1ページお戻りください。議案本文2ページを御覧ください。附則でございます。附則、この条例はですね、令和7年4月1日から施行するものでございます。なお、新旧対照表の後ろに参考資料が添付されておりますが、こちらは8月20日の全員協議会で御説明しました学校運営協議会委員の報酬等についての資料を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 番 北 村 こちら近隣自治体ではですね、既に学校運営協議会を設置して、委員に対して報酬を支払っていると思いますが、その状況を御教示のほどよろしくお願

いたします。

教 育 課 長 それでは北村議員の御質問のほうにお答えをいたします。近隣の状況ということで、まず導入状況につきまして、県西地区2市8町の中で現在まだ導入、未導入のところが松田町と真鶴町の2町でございます。足柄上郡につきましては松田町だけがまだ未導入ということになっております。以上です。

1 番 北 村 未導入は未導入なんですけど、報酬はどのような体系で支払っていただけますか。お願いします。

教 育 課 長 報酬につきましては会議…松田町と同様に、金額にばらつきはございますが、会議1回につき幾らで、何時間を超えたものについては幾らというような、そういう支払方法でございます。

1 番 北 村 分かりました。先日ですね、松田中学校で行われたコミュニティ・スクール導入説明会の講師の方から、委員のお仕事は会議外のこともあるため、報酬は会議の出席日数ではなくて、定額のほうがいいとかっていう御助言を頂いたんですけれども。そちらの御意見も踏まえてこの形にされたということによろしいですかね。メリット、デメリット考えてこちらの形にされたということによろしいですかね。

教 育 課 長 仕組みの話になってしまうんですけども。コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度については、そのような形で1時間幾らみたいなどころでよろしいかと思えます。その下、その中に、先ほど教育長の答弁にもございましたが、スクールコーディネーターというのを置きます。これは地域学校協働活動推進員と言われるもので、実際に地域と学校をつないで、ボランティアさんと学校をつなぐような、そんなイメージを持っていただけるといいんですけども。そちらにつきましてはやはり定額がいいのか、時給換算がいいのかというのは、今後決めていく予定でございますが、学校運営協議会の委員につきましては定額が望ましいかなというふうに、メリット、デメリットを考えた上で、やはりこの方式をとらせていただきました。以上です。

議 長 ほかに。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声です。討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議案第37号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起
立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第38号令和6年度松田町一般会計補正予算(第2号)」につ
いて、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第38号令和6年度松田町一般会計補正予算(第2号)。

令和6年度松田町一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ
ぞれ4億2,831万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57
億5,532万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担
行為補正」による。

(地方債の補正)第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月4日提出 松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第38号令和6年度一般会計補正予算(第2号)について御説
明をさせていただきます。今回の補正につきましては、令和5年度のコロナワ

クチン接種体制整備事業の補助金や、子ども・子育て支援交付金などの事業の確定に伴う返還金、また地方交付税の増額や前年度繰越金の確定などによる補正となります。

それでは4ページをお開きください。初めにですね、第2表、債務負担行為の追加補正でございます。こちらは事項のとおり、例規の検索等システム賃借料でございます。期間につきましては令和6年度から11年度まで、限度額につきましては1,243万円となります。こちらはですね、令和6年度からですね、執行及び契約行為に向けた準備を進めるため、ここで追加の補正をするものでございます。

次に、第3表、地方債補正の変更でございます。こちらは令和6年度の臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い、ここでですね、635万9,000円を減額し、補正後の限度額を1,364万1,000円とするものでございます。この臨時財政対策債につきましては、地方交付税とリンクをする制度で、地方交付税特別会計の財源不足を穴埋めするとともに、地方公共団体が自ら地方債を発行させる制度でございます。こちらの制度の償還に要する費用につきましては、後年度の地方交付税で措置されるものでございます。ここで地方交付税の増額の決定に伴い、臨財債の額の減額するものでございます。

それでは10ページ、11ページ、事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。款、項、目、節、地方特例交付金でございます。こちらは毎年度算定する減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するため、地方税に代替的な性格を有する財源といたしまして、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に基づいて交付されるものでございます。内容につきましては個人住民税減収補填特例交付金によるものでございます。今回、地方財政計画に基づき、7月の23日付で交付額の決定がございました。これに伴い174万8,000円を増額し、総額を5,534万8,000円とするものでございます。

次に、款、項、目、節、地方交付税でございます。説明欄につきましては地方交付税でございます。自治体間の財源の偏在をですね、調整することを目的に、国が必要な財源の確保と交付基準の設定を行い、地方行政の計画的な運営

を保障するもので、こちらも交付税法第10条第3項に基づき、7月の23日付で交付税の決定がございました。これに伴い8,931万円を増額補正をし、普通交付税の総額を12億8,931万円とするものでございます。こちらの主な要因につきましては、子ども・子育て費の創設に伴う需用額の増、また公共施設等の光熱水費や施設管理費等に伴う増額、そして会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給分の増額などに伴うものが主な増額の要因となっております。またですね、先ほどの地方交付税法による地財計画の見込みよりですね、先ほど臨時財政対策債の振替額の減額に伴い、基準財政収入額が減額したことによるものも要因となっております。

次に、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金。説明欄につきましてはデジタル田園都市国家構想交付金につきまして、こちらは地方創生拠点整備事業の旧寄中学校校舎改修工事及びデジタル実装事業の健康見える化健康意識向上事業、並びにですね、デジタル利用誘客システム事業。この事業に伴い、4,624万6,000円を増額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金。説明欄、子ども・子育て支援事業費補助金、こちらは52万1,000円の補正でございます。児童手当制度の拡充に伴う補助金で、会計年度任用職員の報酬分、及び費用弁償分による補正となります。

次に、項、国庫補助金、目、土木費国庫補助金。説明欄、社会資本整備総合交付金の（住宅関連）でございます。こちらは90万円を増額補正するものでございます。既存のですね、空き家改修及び空き家解体事業の利用者の増額に伴い、ここで事業費に対し100分の45の補助事業として補正するものでございます。

次に、目、教育費国庫補助金、節、保健体育費国庫補助金につきましては、当初予算計上のスポーツ振興補助金の不採択により、ここで888万円を減額する補正となります。

次に、款、県支出金、項、県補助金、目、衛生費補助金、節、清掃費補助金でございます。説明欄の保育所等紙おむつ処分事業費補助金6万6,000円を補正

するものでございます。歳出のですね、廃棄物収集運搬委託事業に対し補助されるものでございます。

続きまして、目、商工費補助金、節、商工振興費補助金。説明欄、神奈川県消費者行政強化事業費補助金につきましては100万円を補正するものでございます。

続きまして、款、寄附金、項、寄附金、目、節、一般寄附金でございます。説明欄ではふるさと応援寄附金につきましては、こちらはふるさと納税返礼品、こちらはオリジナル商品といたしましてオリジナルビールの製造に伴う寄附額の増額が見込まれるため、ここです、7,665万円を増額し、総額を1億9,665万円とする補正となります。

次に、款、項、寄附金、目、指定寄附金でございます。説明欄、松田町まち・ひと・しごと創生寄附金。いわゆる企業版ふるさと納税につきましては、2件分の寄附を頂きましたので、ここで20万円を補正するものでございます。

続きまして12、13ページでございます。款、項、目、繰越金、節、前年度繰越金につきましては、令和5年度決算に伴い、令和6年度の繰越金がここで確定しましたので、2億2,690万5,000円を増額し、総額を4億690万5,000円とするものでございます。

次に、款、諸収入、項、雑入、目、過年度収入につきましては、低所得者介護保険料軽減負担金過年度収入分としまして、1万円の補正となります。

次に、款、項、町債、目、節、臨時財政対策債につきましては、先ほど御説明したとおり、1,364万1,000円の発行の可能額が決定されましたので、ここで635万9,000円を減額するものでございます。

続きまして歳出になります。14、15ページになります。款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費。説明欄（1）財産管理経費につきましては、こちら公共施設等整備基金に3,000万円を積み立てるものでございます。今後の公共施設等の整備や町有財産の維持管理等に伴うための経費といたしまして、今後の安定的な事業執行に向けた財政運営を進めるための補正をさせていただくものでございます。

続きまして、款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費。説明欄（１）地方創生拠点整備事業につきましては、旧寄中学校校舎改修に伴う設計監理委託料及び改修工事等として、8,441万6,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、目、企画費。説明欄（４）定住少子化対策支援事業につきましては、令和５年度から始めました空き家改修事業及び空き家解体事業の補助金につきましては、この８月末時点において、令和６年度の利用者及びその相談件数を踏まえてですね、ここで事業費200万円を増額補正するものでございます。こちらは国の補助事業の100分の45を活用して行うものでございます。

続きまして説明欄（５）ふるさと納税管理経費につきましては、返礼品発送等の委託料として、今回はオリジナルビール等の増額に伴い、返礼品発送等の委託料を補正をするものでございます。

次に、目、企画費。説明欄（11）松田町・寄村合併70周年記念事業準備委員会に要する経費といたしまして、啓発用の物品、また周知用の横断幕の購入など、準備経費に伴う経費といたしまして154万円を補正するものでございます。こちらはですね、昭和30年４月１日に当時の松田町と寄村が合併し、令和７年４月の１日をもって70周年を迎えるため、その準備として周知啓発に取り組むための補正となります。

続きまして説明欄（１）シティプロモーション・おもてなし推進事業につきましては、シティプロモーション用の商品開発として、こちらはオリジナルビール製作費といたしまして1,257万5,000円を補正するものでございます。今回の増額につきましては、商品をですね、新たにケースを増額をして開発を進めるものでございます。こちらは、ふるさと納税の寄附額の増収やおもてなし商品開発としての補正となります。

続きまして説明欄（２）まち・ひと・しごと創生寄附活用事業につきましては、寄附を募る啓発方法の一つといたしまして、民間にですね、広告媒体から寄附を頂く事業としているものでございます。その委託事業者からですね、寄付の申出の見込みの情報がございましたので、ここで歳出のみ企業版ふるさと納税推進委託料、消費税を含めて成功報酬分として33万円を増額補正するもの

でございます。

目、電算管理費につきましては、説明欄（１）住民情報システム管理経費でございます。15、16ページにわたりますが、こちらは神奈川県町村情報システム協同組合負担金といたしまして、202万7,000円の補正となります。こちらは各町村が管理する住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認を可能とする共同システムでございます。神奈川県や県内の市町村、また地方公共団体情報システム機構と連携し、ルーター、いわゆる機器のルーターやネットワーク機器、またコミュニケーションのサーバー、そして生体認証装置、タッチパネルやプリンター等の関連機器をここで更新をします。また個人情報漏えいに伴うセキュリティの強化を図りですね、に伴う補正をするものでございます。今回は町村一括でシステムの組合により執行いたしますので、町はその分の負担金として支出するための補正となります。

続きまして説明欄（２）介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護給付費分の繰出金や、職員給与費等繰出金の実績に伴い、ここで580万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、目、老人福祉総務費の説明欄、後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営しているもので、令和5年度療養給付費等の実績が確定したことに伴い、1,879万4,000円を増額補正するものでございます。主な要因といたしましては、75歳以上の療養給付費等に要する費用の増額が見込まれたものでございます。

続きまして、目、障害者福祉費、説明欄（３）障害福祉サービス等給付事業の償還金利子及び割引料では、こちらも実績に伴い障害者自立支援給付費国庫負担金1,334万7,000円、また障害児施設給付費等負担金国庫返還金といたしまして、76万9,000円を増額補正をするものでございます。

次に、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費の説明欄、一般事務経費につきましては、児童手当事務における費用弁償や償還金利子及び割引料として、子ども・子育て支援交付金や子育て支援のための施設等の給付金の国・県返還金

等について、令和5年度分の負担金の確定に伴い、1,309万2,000円を補正するものでございます。説明欄(10)会計年度任用職員給付費の職員手当につきましては、児童手当の拡充事業に伴う報酬分の49万6,000円を増額する補正となります。

続きまして18、19ページになります。款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。説明欄(1)デジタル実装事業でございます。こちらはデジタルを活用した健康状態の見える化、健康意識向上事業といたしまして、高濃度水素酸素発生機を活用した事業委託料、またAI健康測定器の活用に向けた測定機器の購入などに伴うもので、総額368万8,000円を補正するものでございます。こちらは2分の1の補助事業でございます。

次に、項、保健衛生費、目、予防費。説明欄につきましては(1)母子保健事業の償還金利子及び割引料につきましては、産婦健診に伴う過年度分国庫補助金返還金といたしまして、8万6,000円の補正となります。

続きまして説明欄(2)感染症予防事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業及び新型コロナウイルスワクチン接種対策費の負担金といたしまして、償還金利子及び割引料につきまして、こちらは令和4年度及び5年度の実績に伴いですね、ここで1,175万6,000円を補正するものでございます。

続きまして説明欄(4)未熟児等養育医療費助成事業でございます。償還金利子及び割引料といたしまして、こちらは令和5年度分の未熟児等養育医療費助成事業の国庫負担金の確定に伴い、6万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、項、清掃費、目、塵芥処理費。説明欄、廃棄物収集運搬委託事業につきましては、保育所等紙おむつ収集運搬委託料といたしまして55万8,000円を補正するものでございます。こちらはさくら保育園、なのはな保育園に伴うもので、6か月分の町が回収するための補正の予算となっております。

続きまして、款、項、商工費、目、商工振興費。説明欄(1)一般事務経費につきましては、消耗品費で消費者行政啓発用物品購入や啓発用の広告料等、116万6,000円を増額補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業

と見込んでおります。こちらはですね、トートバッグの購入やボールペン等購入するとともにですね、動画の作成等も考えてございます。

続きまして、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。説明欄（6）感染症総合対策事業でございます。令和2年度造成の経営安定緊急利子補給の基金残高としてですね、国庫返還金が発生し、またその信用保証料の補助金の令和5年度分の返還金、これらを合わせて47万7,000円を補正するものでございます。

続きまして20ページ、21ページでございます。款、観光費、目、観光振興費。説明欄、一般事務経費で委託料でございます。委託料の寄地域活性化推進委託料。こちらにつきましては、デジタル田園都市化構想交付金の採択に伴い、ここでですね、当初計上していた150万円を減額させていただくものでございます。

続きまして説明欄、観光スポーツ施設整備事業につきましては、工事請負費、こちらは寄テニスコートの改修工事といたしまして、90万円の増額補正をするものでございます。

また説明欄、公有財産購入費の用地買収費につきましては、2,000万円の補正となります。こちらは寄地域の活性化に資する用地の購入に向けた補正となります。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費。説明欄（7）スポーツツーリズム推進事業につきましては、スポーツツーリズム推進委託料ほか、ここで642万2,000円を減額するものでございます。

また説明欄（8）会計年度任用職員給与費につきましては、こちらスポーツコミッション事務局長ほかの報酬分といたしまして、233万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして説明欄、デジタル実装事業のデジタル利用誘客システム事業につきましては観光客等ですね、ニーズに対し地域の担い手や従業員等の負担を軽減するため、予約から決済までオンライン上での事業実施をするために計上しているものでございます。450万円の補正となります。こちらはデジタル田園交付金2分の1の事業を活用して行うものでございます。

続きまして、款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費でございま

す。説明欄、積立金につきましては、新松田駅周辺整備基金積立金1億円の補正で、こちらは今後見込まれる財政需要を見据えてですね、ここで積み立てる補正でございます。

続きまして、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費。説明欄、会計年度任用職員給与につきましては、22、23ページにわたります。スクールバスの運行に伴う時間外勤務手当56万7,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、項、教育総務費、目、事務局費の説明欄、償還金利子及び割引料でございます。こちらにつきましては令和5年度の給付金の確定に伴い、子育てのための給付金及び施設等の利用給付費をここで国・県返還金合わせて56万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄、庁用車管理経費でございます。こちらはスクールバス運行に伴う燃料費といたしまして39万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄（9）教育施設整備事業の積立金でございます。こちらは、教育施設整備基金積立金といたしまして2,297万4,000円をここで積み増し補正をするものでございます。こちらは、令和4年度繰越明許費に伴う基金で、5年度の決算に伴い確定をいたしましたので、その分の基金の残額、基金のマイナス分をここで追加補正するものでございます。

続きまして、項、中学校費、目、松田中学校費の説明欄、学校管理経費につきましては、費用弁償の増額及びスクールバス運行业務委託料の減額に伴い、ここで104万円を減額補正するものでございます。

続きまして、説明欄（6）会計年度任用職員給与費につきましては、スクールバス運転の運転手の報酬分といたしまして51万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款、項、目、予備費になります。予備費につきましては4,633万4,000円の増額で、総額は8,551万6,000円となります。

24ページから27ページにつきましては給与費明細書、そして28ページに債務負担行為関係の調書、29ページに地方債の見込みに関する調書を添付させていただいております。そして30ページからはですね、100万円以上の工事といたし

まして、旧寄中学校校舎改修工事に伴う説明資料を添付させていただいております。

以上、一般会計補正予算（第2号）でございます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

8 番 田 代 1点だけ質問させていただきます。まず歳入のほうです。11ページ、一般寄附、ふるさと応援寄附金7,665万、これに対応する支出といたしまして、15ページ、一番下段のほうです。シティプロモーション・おもてなし推進事業、この委託料のところですか。シティプロモーション用商品開発委託料1,257万5,000円。先ほどの質問でオリジナルビール、ふるさと返礼品に使っているオリジナルビールの需要が多くて収入が多くなったと。それで、その商品ですよ、これを増産するための費用だと思うんですけども、1,257万5,000円ということで、これについて、まず1点目の疑問が、これ、平成5年度からたしか始まって、ここに来ていきなりこのビールが一気にすごい返礼品が多くなったんですよ。入り口論として、ビールというのは大麦ですよ、大麦とかホップ、松田産の原料ってこういうものはあんまり聞いたことはないと思います。松田で作ってないから松田の水も使ってないと思うので、この辺で総務省の見解、こういったものが特産品としてどういう関係で認められたのか。これは単純な質問です。よろしくお願いたします。

参事兼政策推進課長 まずはですね、このビールにつきましては、オリジナルビールという形で商品開発をしております。先ほどちょっと令和5年度と申しましたが、ごめんなさい、令和4年度末ぐらい、末、1月からやりましたので、それで開始をしている状況でございます。どんな商品かといいますと、総務省の見解ではですね、こんなようにですね、缶ビールの図案をしっかりとラベル化して、松田町のPRになるということで、今現在調整をしている中では、問題ないという見解を頂いているところでございます。ビールの裏にはですね、「松田町って何」とかいろいろ書いてあるものをしっかりと展示をしてやっていることで、今、商品が、売れ行きが上がっているというところになります。今後もですね、このような

形でしっかり町のPRができるものについては、総務省も、今現在は認めてもらってますが、だんだんですね、非常に厳しくなってくる状況もございますので、その辺の動向は見据えながら取り組んでいきたいというふうには考えております。以上です。

8 番 田 代 歳入が、寄附額が7,665万ということなんですけれども、ちなみに5年度の実績ですか、このビールの歳入、寄附額と、あとは支出額、それと6年度、これで補正して、見込みになると思うんですけれども、どのぐらい見ていただけるか、その2点についてお願いします。

参事兼政策推進課長 まずですね、令和5年度の1年間を見ますと、ケースがですね、24本入りのケースが2,415ケースになってございます。金額といたしましては3,381万円、これがビールの売上げでございます。（「もう一度。」の声あり）3,381万円でございます。令和6年度の8月末ですね、5か月間で、現在ですね、2,018ケースがもう出ている状況です。金額としてみれば2,825万2,000円という状況になっております。また、いろいろな形で問合せも来ている状況を踏まえて、ここですね、新たに、この金額につきましては5,475ケースを追加として補正の予算として計上しているところでございます。支出のほうはですね、総務省の見解どおり50%以内というところなので、この寄附額の50%以内で収めるような支出をしているということで御理解をいただければというふうに考えてございます。

8 番 田 代 最後に、ここで単純に見ると7,665万入って、それでそのための支出が、ふるさと寄附金の上のほうに委託料で返礼品発送委託料、これが3,985万8,000円ありますよね。これは、このビールによって増えた額ですよね。それと、ここで増産するために商品を買うための金額だと思うんですけど、それが1,257万5,000円。両方で5,243万3,000円。これに対して7,665万が収入と。そうするとこの差がね、2,422万なんですけれども、先ほどの半額から言うと全然少ないんですよ。この辺についてはいかがでしょうか。

参事兼政策推進課長 今回、その7,000万円に対しての3,000万ということで、大体50%以内なんですけど、ここは商品の開発事業ということで、これをやることによってそうい

う収入が出るということで、当初予算のほうも計上させていただきました。なので、この寄附金を多く集めるための商品開発というところの事業予算となっておりますので、当初、この5か月間でやっている事業を1年間の1億円を増やしたいというふうまで持っていきますので、その足したものが半分になるところではないという御理解でお願いしたいというふうには考えてございます。この商品開発に伴う事業ということで、ふるさと納税の委託料の中とはまた違うという形で総務省の見解を取っております。以上です。

8 番 田 代 私が一番お聞きしたいのは、この開発事業は、前半でそのラベルが開発されて、ビールを、オリジナルビールだから普通の市販のビールと違って独特なものが開発された。それが、例えば、まだ今年度まで続く、その開発が。でももう商品として出荷しているわけだから、途中で開発は終わったと思うんです。要は、今は開発の途中だったかもしれないけれども、だから半々の利益率じゃなくて経費がかさんでるよと。その開発が終われば50%もらえるのかと、そこなんです。50%頂ければ、寄附金に対して…ごめんなさい、寄附金に対して50%の返礼経費であれば、すごい町も潤うわけですよ。ところが、今単純に計算すると、7,600万に対して支出を引くと2,422万。それが、今、課長は開発が絡んでからその半額に行かないって言われたんだけど、その開発はもうそろそろここで終わるのかどうか、これから寄附額の半分が町に残るのかどうか、それが質問の趣旨です。

参事兼政策推進課長 まず、歳入のほうなんですけども、今回の歳入につきましては7,665万円、この寄附に対して委託料が3,985万8,000円ですね、返礼品の。（「発送料。」の声あり）これが発送とか品物を含めてなっております。この返礼品の発送の中にはですね、このビールはもちろん含まれてます。ビールのものです。ビールのものなんです。だから、今回のこの1,200万円は、新たに商品開発をするために事業として委託料を組んでやる事業なので、これはちょっと別という感じで、これがあることによって返礼品が増えていくよというような解釈でお願いしたいと考えております。

8 番 田 代 単純に、第1弾はもう軌道に乗って売れてると、第2弾も考えていると、そ

ういう解釈でよろしいんですね。第2段のオリジナルビール。

参事兼政策推進課長 第2弾ですね、同じような形なんですけど、第2弾として新たにまたこれを作るためには、このパッケージは必要なので、それを作って増やすための開発委託料という形で、これを開発しないと多分ビールは出てこないという形になりますので、よろしくお願いします。

8 番 田 代 終わります。

議 長 ほかには。

1 番 北 村 21ページなんですけども、2点ございます。スポーツツーリズム推進事業については、当初予算と比べるとスポーツコミッション推進委員報酬、16万円以外が減額されていて、実行予算がちょっとないように思えるんですけども、委員の活動としては、具体的に何をされるのでしょうか、御教示ください。

もう1点、デジタル利用誘客システム事業委託料については、こういうことをやるよというのは、全協では軽く資料を頂いているんですけども、具体的に、ばらばらのいろんな、ばらばらの施設を一元管理するよみたいな予約システムだったと思うんですけども、どういうところをどうつなげてどういうものができるのかとか、そういったところの具体が分かればと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

教 育 課 長 それではお答えをいたします。スポーツツーリズム推進事業ということで、観光費の中に載っているんですけども、実務のほうは教育課でやっているということで、私のほうでお答えをさせていただきます。スポーツツーリズム推進事業につきまして、議員おっしゃられるようにですね、スポーツコミッション推進委員報酬以外は、今回は減額補正とさせていただきます。実務は何をやるというところなんですけども、こちらはですね、教育費の中で当初予算で計上してございます地域スポーツ活動推進事業というのがございます。こちらは、スポーツイベントですとか、そういったスポーツ大会ですとか、そういったものをやる予算でございまして、財源として日本スポーツ振興センター、いわゆるt o t oの補助金のほうの採択を得ることができましたので、こちらのほうでスポーツコミッションで決まったことをやっていくというようなイメージで

考えております。以上でございます。

観光経済課長 デジタル利用誘客システムの具体的な件でございますが、寄地域内の宿泊施設やスポーツ施設、体験観光など、アクティビティーを一体的に予約受付し、決済までを一括して実施できるようサイトを構築しまして、そのシステムを運用していくための人材を配置し、受入体制を構築するとともに、システムを利用して、お越しになられる方を増やすためのPR活動を実施してまいります。この事業を実施することで、利用者の利便性の向上と寄地域の魅力発信の強化による寄地区への観光客数、観光消費額の増加、地域経済の循環の仕組みづくりを目指します。なお、サイトの運用につきましては、地域の各観光のコンテンツ事業者と事業推進団体及び町との間に入り、マネジメントが可能な第三セクターでございます有限会社みやまの里が担う体制を整備しまして、サイトの運用を通じてPR強化を努めていく所存でございます。

もっと具体的に申しますと、その管理センターから宿泊施設でございますが、民宿、飲食であれば管理センターの食堂やドッグラン、スポーツ施設だったらグラウンド、テニスコート、アクティビティーだったら古民家、個別で芋掘りをしたいとかそういった御要望もありますので、そういった一元化したサービス利用ができるような誘客システムを構築していくというようなものでございます。

1 番 北 村 承知しました。

1 1 番 飯 田 21ページなんですけど、16番、公有財産購入費の中で用地買収費というのが2,000万計上されてますが、これは場所はどこで、活性化のためというふうな話でしたが、もう少し細かく目的をお伺いできればというふうに思います。

それともう一つ、今、前者の質問とダブるんですが、一番下のデジタル利用誘客システム事業委託料、これは管理センターが核になってやるというふうなことなんですけど、このために新たに人員を入れるのか、あるいは今やられている人でこの運営ができるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

観光経済課長 2点ございまして、まず1点目の用地につきましては、今後の交渉もございまずので、ここでは具体的な詳細なことは申し上げられないということで、御勘弁をいただきたいと思います。

2点目につきましては、新たな人材ということで、もう少し上のほうに寄地域活性化推進委託料150万円というのを削減しまして、こちらのほうの補助金のほうに、補助金の委託料の中を含めました中で450万円ということで補助金の対象になりましたので、現在いる社員にプラスしてその方を、新たな人を雇用する予定でございます。

11番 飯田 最初の、ちょっと公表できないということだったんですが、場所はともかくとして、どのようなものを考えているのかというふうなことをちょっとお伺いしたい、分かる範囲で結構なので、お伺いしたいと思います。

それとあと、デジタル利用誘客システムのほうは、新たに人を採用するということですか。はい。じゃあ、上のほうをひとつお願いします。

観光経済課長 みやま運動広場も整備することでするので、例えば駐車場が足りないとかそういったこともございますので、寄の振興に資するというので、そういったことも考えております。（「補足で。」の声あり）

町長 いや、話していいと思うよ。今回、みやま運動広場を整備するに当たって、やはりもう20年間お借りするというのでお話しをしたところですね、貸していただく方もいらっしゃれば、もういいお年だから買って欲しくないかというお話もありました。だからその分は、どなたが買って欲しかったかはまだお話しはできませんけどという、多分括弧書きが結構あったと思うんですけど、そういう話です。と、プラス駐車場をこれから整備していくに当たって、土地の交渉もちょっとしなきゃいけないところもあるので、大体この辺かなというところはあるんですけども、それをちょっと今の現状の評価額で計算すると2,000万でいくかいかないかということで、ちょっと予算を今使わせてもらっているというのが1つです。

もう一つは、450万のこの内訳の中で300万ほどが、今、北村議員が質問してもらったようなシステム代です。あとの150万がそこに対する人件費なんですけど、その人件費は、6月の議会のときに1回認めてもらったんですけども、それはここで人件費として一般財を認めてもらったんですけども、これが今回デジ田で取れたので、このページの一番上にある150万が、6月に予算を認めてもらったやつを減額して、この補助金の対象でその150万なので、新規というのは、今もう既に来てる

とあっていらっしゃる人たちプラス新規じゃなくて、もうそのとき認めてもらった人の人件費の分だというふうに理解してもらえればと思います。以上です。

11番 飯田 そうしますとですね、新たに土地を購入するというんじゃなくて、今賃貸しているところを買い取るというふうな解釈でよろしいわけですね。特にじゃあ地面が増えるとか、そういうことはないということですね。分かりました。了解です。

議 長 ほかには。

9番 井上 ページはですね、15ページ、歳入の関係、そこのですね、15ページのデジタル田園都市国家構想の旧寄中の改修事業の関係です。詳細のほうはですね、全協等でお伺いしたんですけれども、1点確認なんですけれどもね、7年度から4,224万8,000円の一般財源分を毎月返済をするという説明があったんですけれども、これはですね、国庫補助事業で取られた場合ですね、そういった返済金というのは特定財源に当たっちゃうんじゃないかと。ちょっと年度が違ってはいますが、これは6年度の補正予算で、6年度の事業に対する補助金ですけれども、その分の一般財源分を次年度からですね、回収をしていくというふうなことになりますと、これは補助金ですね、適正な利用方法になるかどうかというのを、財政主管課長のほうの所管だと思いますので、そこについてですね、確認をされたか等々お伺いをいたします。

参事兼政策推進課長 この事業につきましては、まず先ほど言ったとおりデジ田交付金を活用するときに、拠点整備活用事業を申請するときにはですね、まず普通財産としての貸付というような形で確認をし、それに伴う起債等ができないというようなことを確認してございます。そのときに、例えばその部分を民間のほうから入れるというような形については、特段問題ないという話は聞いております。聞いておりますが、あとその地方創生、この交付金についてもですね、今回、積極的に民間事業者と連携をするというような事業展開を望んでますので、併せてですね、そこが特定財源として当たるかどうかというところまで聞いてませんが、その部分で返済をするというようなことは確認しておりますので、それに対して補助金の主管のところには問題ないという話は聞いております。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかには。

それでは、質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略のお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、討論を打ち切り、採決を行います。議案第38号令和6年度松田町一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。4時10分より再開いたします。(15時58分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(16時00分)

休憩中に、町長より「議案第41号令和6年度松田町一般会計補正予算(第3号)」の提出がありました。ただいまより議案第41号を配付いたしますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お願いします。異議なしと認めます。事務局は配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩します。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は、議会運営委員会終了次第となります。(16時02分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(16時16分)

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。追加日程第1として議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することに決定いたしました。お手元の議事日程の日程第4の前に追加

をお願いいたします。

議長 追加日程第1「議会運営委員会報告」を委員長より報告をお願いします。議会運営委員会委員長 飯田一君。

議会運営委員長 それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。議案第41号令和6年度松田町一般会計補正予算（第3号）につきましては、9月5日、先ほど役場4階大会議室におきまして、委員全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期についての変更はございません。

次に、審議内容についてですが、議案第41号令和6年度松田町一般会計補正予算（第3号）につきましては、即決をお願いします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。会期の変更はありませんので、議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。

それでは、町長より提出された議案第41号令和6年度松田町一般会計補正予算（第3号）を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。議案第41号を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

議長 追加日程第2「議案第41号令和6年度松田町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第41号令和6年度松田町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度松田町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第41号令和6年度松田町一般会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

ページにつきましては、6ページ、7ページの3、歳出について説明をさせていただきます。款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費でございます。説明欄（2）施設管理経費でございます。こちらの工事請負費につきましては、一般農林道水路等補修工事といたしまして、最明寺林道ほか全11か所に伴うものでございます。

続きまして、款、商工費、項、観光費、目、公園管理費、説明欄につきましては（6）最明寺史跡公園管理経費でございます。こちらにつきましては、最明寺史跡公園災害復旧工事といたしまして170万円を計上するものでございます。

続きまして、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路維持費、説明欄でございます。（1）一般事務経費でございます。こちらの修繕料につきましては、町道7号線の土砂撤去に伴うものでございます。説明欄（2）道路補修事業でございます。こちらにつきましては、道路維持補修工事といたしまして、町道寄15号線ほか全6か所に伴うものでございます。

続きまして、項、河川費、目、河川総務費でございます。こちらの説明欄につきましては、修繕料、こちらは河南沢の土砂浚渫に伴う修繕でございます。

続きまして、款、教育費、項、社会教育費、目、生涯学習センター管理費でございます。こちらは説明欄でございます。修繕料といたしまして、生涯学習センターの地下電気室壁面からのですね、雨水流入に伴う修繕料といたしまして20万円を計上するものでございます。

予備費につきましては、490万円を減額をし、総額8,061万6,000円とするものでございます。

そしてですね、10ページにつきましては、令和6年度松田町一般会計補正予算（第3号）工事の内容説明資料でございます。最明寺史跡公園災害復旧工事でございます。

以上、一般会計補正予算（第3号）につきまして、御審議よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点確認といたしますか、これらの事業が災害復旧に認定されるかどうか、また、認定された場合にですね、これらの項目は、災害復旧事業費、災害復旧費という科目ではないのですが、その辺はどういうふうな取扱いになるのか、分かりましたらお願いをいたします。

安全防災担当室長 災害対策費には、本事業では、民間の浸水だとか、そこが対象になるというところで、それがここの対象になることはありません。以上です。（「災害復旧費。」の声あり）災害復旧費のほうです。そちらのほうで、今回の町の事業、公共事業等は対象になっておりません。以上です。（私語あり）

あそこの民間、例えば、あそこの民間家屋の崖崩れとか床下浸水を対象として今回の費用がつくというところで、うちのほうは該当はしてないというところですよ。よろしいですか。以上です。（私語あり）

まちづくり課長 災害復旧の関係は、多分財源の話も含めてというお話というふうに認識します。ただいま申し上げたとおり、御説明申し上げた内容というのは、小規模な至急の対応が主なものでございます。今回の関係につきましては、災害復旧の対応ということにはございません。単費で対応するものでございます。

9 番 井 上 その辺ですね、ここですぐに災害復旧事業費になるかどうかということなんですけれども、今、国のほうのね、機関で災害復旧なんかは、市町村なんかは60万円以上とかで、例えば小規模、先ほど河川の関係なんかありましたよね。例えば小規模河川なんかは、60万円以上で災害復旧関係事業費の対象になるというふうに載ってるんですね。だからそれよりもっと下回って、何か所かとい

うのがあったんでね。だから、例えば先ほど11か所とか、7か所とか、説明あったんですけども、そんなにいつてないものかどうかという辺りをね、確認して、もし後で認められるのであれば、その辺はその設定の科目というのがね、今のままの小規模な事業費でやってるということでもいいのかどうか、その辺です。

まちづくり課長 箇所数の件も含めてですね、金額のお話も少し逆に頂いて恐縮でございますけども、大体1件が10万円から30万円、これの集合体であるということでございます。今後も、御指摘がありましたので、いろいろと情報はしっかり取れるようにしていきたいと思っております。ありがとうございました。

9 番 井 上 終わります。

議 長 ほかには。

この辺で質疑を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。追加日程第2、議案第41号令和6年度松田町一般会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第39号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第39号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ336万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,767万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。今回の補正は、歳入の県補助金でありま
す協定締結医療機関設備整備費補助金、歳出に同補助金で購入予定の備品購入
費の増額が主なもので、併せて令和5年度決算に伴い、繰越金の補正を行うも
のでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、
9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款、項、目、共に繰越
金につきましては、令和5年度決算に基づき、前年度繰越金を245万8,000円増
額し、545万8,000円とするものでございます。

款、県支出金、項、県補助金、目、総務費補助金につきましては、協定締結
医療機関設備整備費補助金として90万5,000円を計上しました。この県補助金は、
県と医療措置協定を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化すること
により、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築
するために必要な整備が補助対象となるものです。

10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款、総務費、項、
施設管理費、目、一般管理費につきましては、備品購入費として90万5,000円の
施設用備品を計上しました。購入予定の備品は、HEPAフィルター付き空気
清浄機で、空気感染する病原体に対応するために整備するものでございます。
品目ごとに上限額が定められてはおりますが、全額が県費で補助されるもので
ございます。

款、項、目、共に予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第39号令和6年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第40号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第40号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,189万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億557万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第40号令和6年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

この補正予算につきましては、令和5年度介護保険事業の実績が確定し、一

一般会計繰入金の精算、一般財源となる繰越金の受入れ、特定財源の償還が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。まず、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、介護給付費繰入金、以下、目、その他一般会計繰入金、目の3、地域支援事業費繰入金、目の4、低所得者保険料軽減繰入金を合わせて補正額580万4,000円を増額し、先ほど一般会計補正予算で御議決を賜りました介護保険事業特別会計繰出金と同額を増額するものでございます。

説明欄を御覧ください。介護給付費に対する町の公費負担割合は12.5%となりますので、説明欄の現年度分介護給付費繰入金につきましては、前年度における繰入額との差額として507万3,000円を補正して精算するものでございます。

目の2、その他一般会計繰入金において、説明欄の職員給与費等繰入金119万4,000円、事務費繰入金につきましては50万6,000円。こちらを前年度実績に基づいて精算するものでございます。

次、目の3、地域支援事業費繰入金、節として地域支援事業費等繰入金の説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業費繰入金については12.5%分を、その下、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費繰入金については19.25%を繰り入れていることから、それぞれの実績に応じて精算するものでございます。

目の4の低所得者保険料軽減繰入金についても、同じく実績に応じて精算したものでございます。

次に、款、諸収入、項、雑入、目、過年度収入におきましては、介護給付費における第2号被保険者の介護保険料の過年度分について、社会保険診療報酬支払基金より不足分の440万9,000円を受け入れるものでございます。

款、項、目、共に繰越金、前年度の実質収支が8,168万2,134円となり、今回の歳出との差額3,168万2,000円を増額補正をさせていただいたものとなります。

次のページをお開きください。歳出について御説明をいたします。款、保険給付費と、順番は前後いたしますが、款5の地域支援事業費につきましては、

歳入の一般会計繰入金の増減額に伴う財源補正となります。款4の諸支出金、項1の償還金及び還付加算金、4、償還金につきましては、令和5年度の実績が確定しましたので、特定財源を精算し、償還するものでございます。

説明欄でございます。介護給付費における国庫負担の割合につきましては、施設給付費では15%、居宅等のその他サービス給付費では20%でございます。その下の地域支援事業費につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業、国庫につきましては25%、県費が12.5%、支払基金については27%、包括的支援事業国庫負担金のほうにつきましては38.5%、県が19.25%、次の介護保険事業の国庫負担につきましては50%と、それぞれの負担割合により精算をし、前年度の交付受入額との差額を返還するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。款、予備費につきましては、歳入歳出調整ということで、差額の2,825万9,000円を増額し、総額5,135万9,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第40号令和6年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日予定していました日程の全てが終了したので、本日の会議はこれにて散会となります。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに

御参集いただけるようお願いします。お疲れさまでした。

(16時42分)